

令和4年度第1回恵那市男女共同参画プラン推進委員会 次第

日時：令和4年9月28日（水）

午後1時30分から

場所：恵那市役所 西庁舎3階 災害対策室A B

1. 開会

2. 委嘱書の交付

3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

5. 会長・副会長の選出

6. 会長・副会長あいさつ

7. 男女共同参画プランの概要及び推進委員会の役割について

- ・男女共同参画プランの概要 他

資料No. 1

資料No.1-1

- ・第2次恵那市男女共同参画プラン

資料No. 2

8. 議事

（1）男女共同参画プランの推進状況について

- ・目標指標の達成状況

資料No. 3

（2）男女共同参画プランの推進に係る提案について（意見交換）

- ・令和3年度恵那中央出張所を活用した女性活躍の取り組みについて

資料No. 4

9. 閉会

令和4年度 恵那市男女共同参画プラン推進委員会委員 名簿

(任期：令和4年9月～令和6年3月31日)

令和4年9月28日

No.	氏名	選出団体等	備考
1	つばい やえこ 坪井 弥栄子	恵那市地域自治区会長会議	
2	かめい くにこ 亀井 邦子	「男女（ひと）のわ」ネットワーク	
3	いとう まさあき 伊藤 正明	「男女（ひと）のわ」ネットワーク	
4	おおた れいこ 太田 礼子	まちづくり団体（hugma 編集部）	
5	といだ ちふみ 樋田 千史	恵那市教育委員会	
6	ごとう だいすけ 後藤 大輔	恵那市恵南商工会推薦企業(明知ガイシ株式会社)	
7	いちかわ まさこ 市川 雅子	中津川人権擁護委員協議会 恵那市地区部会	
8	き おか のぶゆき 紀岡 伸征	恵那市社会福祉協議会	
9	はやし ちあき 林 千晃	恵那市P T A 連合会	
10	なるせ 成瀬 あい	恵那市国際交流協会	

改正

平成29年 3 月23日告示第44号の 1

平成30年 3 月 7 日告示第28号

恵那市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現を目指し、恵那市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの見直しに関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成30年告示28号〕

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

一部改正〔平成29年告示44号の1〕

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第44号の1）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日告示第28号）

この告示は、平成30年7月25日から施行する。

恵那市男女共同参画プランの概要

R4.

1. 男女共同参画プランとは

男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画社会基本法（平成 11 年施行）に基づき市町村が策定する計画です。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進するための指針となります。現在の第 2 次恵那市男女共同参画プランは、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の計画となります。

男女共同参画社会とは・・・

性別に関わらず、一人一人が自らの個性と能力を活かし、いきいきとした新に自分らしい人生を送ることのできる社会

〔市町村合併後の恵那市の策定経過〕

平成 19 年度・・・第 1 次恵那市男女共同参画プラン（H19～27 年度）のスタート

平成 28 年度・・・第 2 次恵那市男女共同参画プラン（H28～R7 年度）のスタート

令和元年度・・・第 2 次プランに市女性活躍推進計画の内容を追加改訂

2. プランの位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市男女共同参画計画」
- ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市女性活躍推進計画」
- ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市 DV 防止基本計画」
- ④「第 2 次恵那市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図る。

◆第 2 次恵那市総合計画の概要

将来像：人・地域・自然が輝く交流都市～誇り・愛着を持ち住み続けるまち～

令和 7 年の目標人口：47,400 人（小学校入学児童数 450 人）

理念（基本目標）：安心（安心して暮らす、生命と財産を守る）

快適（まちの魅力を高める、便利に暮らす）

活力（いきいきと暮らす、みんなでまちをつくる、まちを元気にする）

施策・事業を実施する上で優先する視点：

人口減少対策－施策が人口減少対策にどう寄与するか

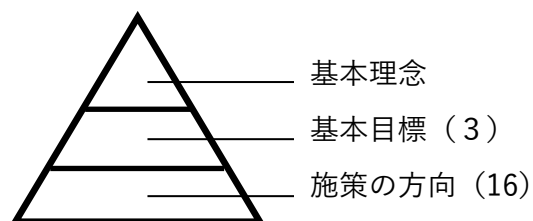
市（財政）の存続－施策が市政の継続（市の財政基盤）にどう寄与するか

3. プランが目指すもの

- ①男女共同参画の意識が浸透し、一人一人が共に輝くことのできる住みよいまち
- ②総合計画が目指す人口減少対策の一策として若い世代の流入、定着をすすめる。

4. プランの内容

(1) 施策の体系



(2) プランの基本理念

男女共同参画社会を実現するために、一人一人違う人間であることを理解し、お互いに話し合い、歩み寄り、認め合える社会を目指す。

◆キャッチフレーズ

「話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も」（男女共同参画推進プラン）

「生き方と 働き方を 誰もが選択できるまち 恵那」（女性活躍推進計画）

(3) 基本目標

基本目標1 意識づくり

旧来からの社会制度や慣行にとらわれない、男女共同参画の意識定着を進める。

基本目標2 環境づくり

一人一人が個性と能力を発揮するよう、あらゆる分野で男女共同参画を促す。

基本目標3 安心して生活できる体制づくり

生涯を通じて健やかに安心して暮らすことができる、社会全体で支えある体制を作る。

5. プランの推進

(1) 推進体制

- ・プランの施策は市政の多分野にわたるため、行政内部の関係部署との連携を強化する。
- ・男女共同参画社会の実現にあたり、行政だけでなく市民・地域・事業者・各種団体などが連携して取り組むことが重要なため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会などで広く関係者の参画を求め、共に協力して推進する。

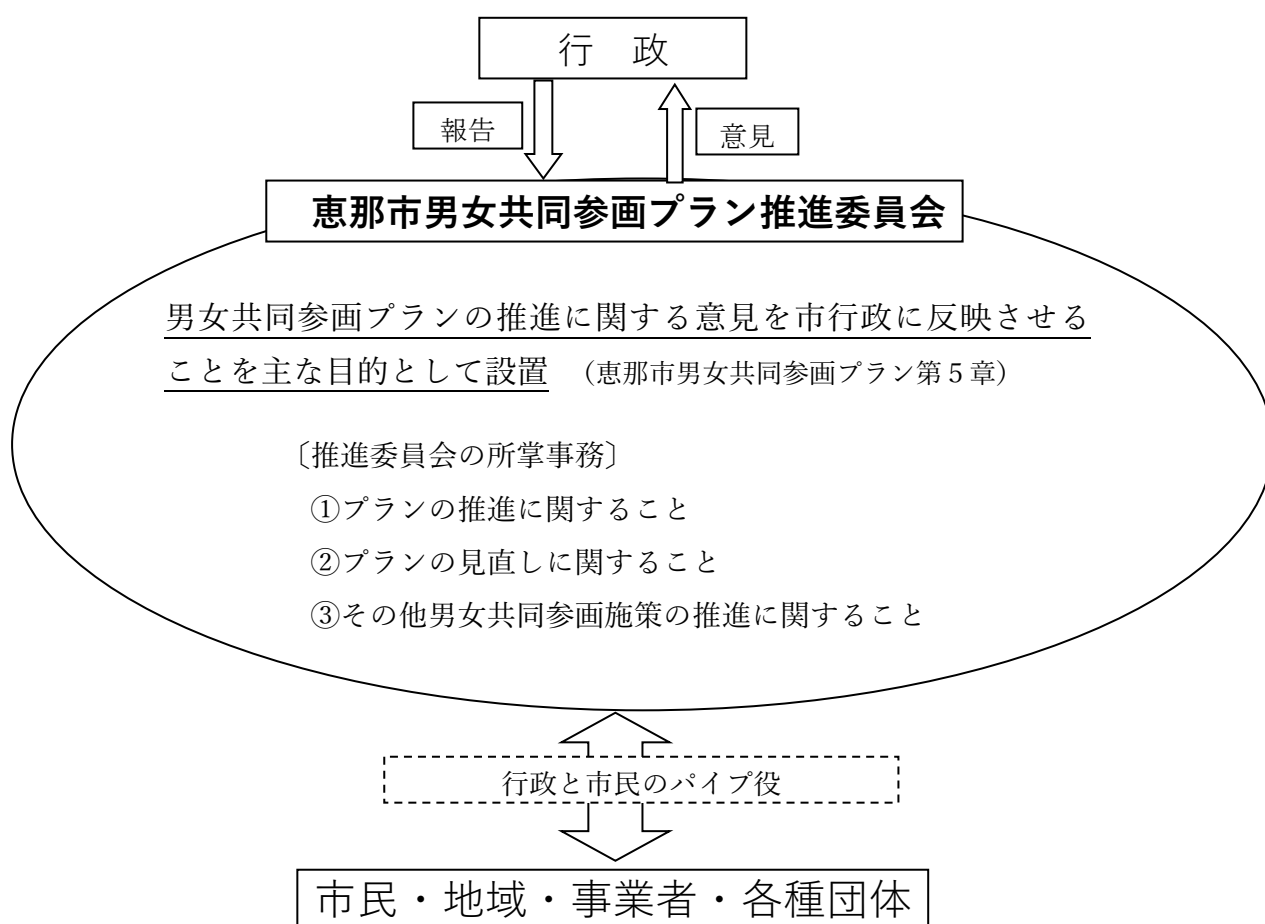
(2) プランの進行管理と評価の実施

- ・施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直すため、プランに位置づけられる取組の実施状況を、関係部署において行う。
- ・恵那市男女共同参画プラン推進委員会で意見を受けながら、プランの進行管理を行う。

6. 男女共同参画プラン推進委員会の役割

恵那市男女共同参画プラン推進委員会は、恵那市男女共同参画プラン第5章に基づき設置された機関です。男女共同参画プランの推進の全般について意見を頂き、市行政に反映させることを主な目的としています。

また、市民・地域・事業者・各種団体と行政が連携して男女共同参画社会を実現するための、パイプ役としての関わりも期待しています。



男女共同参画に関する取り組み

1. 男女共同参画プラン推進委員会の取り組み

(1) 会議の審議事項

H28 年度	第 1 回	・ プランの概要、過去の取り組み等の説明 ・ 推進委員会の運営方法、プランの進め方の検討
	第 2 回	・ プランの推進に係る今後の取り組みの検討 ・ 男女共同参画職員研修の実施報告
	第 3 回	・ 今後の取り組みの検討（ワークショップ）
	第 4 回	・ 岐阜県ワークライフバランス推進エクセレント企業視察 （「男女のわ」ネットワーク合同意見交換会）
H29 年度	第 1 回	・ 「目標指標の達成状況」の報告 ・ 今年度の取組方針の検討 ・ 関係部署への提言の確認
	第 2 回	・ 「取り組みの進行状況」の報告
H30 年度	第 1 回	・ 昨年度の取組結果及びプランの目標指数の達成状況について ・ 取り組みの方向性及びスケジュールについて
	第 2 回	・ 男女共同参画プランの達成状況について
R01 年度	第 1 回	・ 諮問（女性活躍推進計画の策定） ・ 女性活躍推進計画策定方針について
	第 2 回	・ 恵那市の女性活躍の現状把握 ・ 課題の整理及び施策の検討
	第 3 回	・ 女性活躍推進計画（素案）の検討 ・ 女性活躍推進事業の検討
	第 4 回	・ 恵那市女性活躍推進計画について ・ 女性活躍に係る新規事業について
	R2.3 月	・ 答申（恵那市女性活躍推進計画の策定）
R02 年度	第 1 回	・ 昨年度のプランの目標指数の達成状況について ・ 取り組みの方向性及びスケジュールについて
R03 年度	第 1 回	・ 昨年度のプランの目標指数の達成状況について ・ 取り組みの方向性及びスケジュールについて
	第 2 回	書面による開催 ・ 第一回での提案等に対する取り組みの状況報告と意見聴取

※各会議で、新たな取り組みの提案や事務局提案事業へのご意見などをいただきました。

(2) 新たに行った取り組み（第2次恵那市男女共同参画プラン策定後の主なもの）

①男女共同参画の啓発

広報紙へ特集を掲載、毎月の広報紙へ男女共同参画コーナーを掲載、「えなっコ」チャンネルで男女共同参画番組を放送、企業訪問による啓発を実施

②会議出席に係る託児事業（H29～現在）

女性委員の登用率の向上による政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を目的に、恵那市が主催する委員会等の会議出席に係る子どもの一時預かり委託業務を実施。

③地域の女性参画拡大に向けたプログラム

政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大に向け、各種審議会・委員会の基礎となる地域の女性の活躍を推進するため、知識習得、ネットワーク構築のためのミーティングを実施。

④恵那まちなか市で女性の出店体験【「男女のわ」ネットワーク事業】

起業を目指す女性出店体験（出店料を補助）（H29 秋、H30 春、H30 秋）

⑤男女共同参画紙芝居の製作及び上演【「男女のわ」ネットワーク事業】

こどもと高齢者向けの手作り男女共同参画紙芝居を作成し、こども園、高齢者いきいき教室へ案内し上演。

⑥企業内ワーク・ライフ・バランス推進学習会【岐阜県事業】

⑦育児休業中社員交流会【岐阜県・中津川市・恵那市合同事業】

⑧恵那中央出張所の設置。女性向けセミナー等の開催（R2～現在）

⑨小中学校の女子トイレへ生理用品を設置（R4～現在）

2.行政の取組経過

平成 11 年	・男女共同参画社会基本法施行【国】
平成 16 年度	・恵那市男女共同参画プランのスタート
-----	----- 市町村合併 -----
平成 19 年度	・第1次恵那市男女共同参画プラン（H19～27 年度）のスタート ・「恵那市男女共同参画ネットワーク（※）」の設立 ※現在は、「男女（ひと）のわ」ネットワーク ・「男女共同参画プラン策定記念イベント「認め合う優しい心と心のはあもにい」フォーラム」の開催【市・実行委員会】 ・「男女のわ」ネットワークによる各種講座の開催 ・アドバイザーによる相談の実施（H27 年度終了） ・第2次恵那市男女共同参画プラン（H28～R7 年度）のスタート ・第2次恵那市男女共同参画プランに市女性活躍推進計画の内容を追加し改訂
～現在	・恵那中央出張所を設置し「女性活躍」の推進拠点とする。

3. 「男女のわ」ネットワークの取組経過

(1) 設立経過及び概要

平成 19 年度に、まちづくり市民協会の男女共同参画部会から独立した、行政と協働でプランの推進を行う市民団体として設立。現在は、「男女のわ」ネットワークと改称している。主に過去の男女共同参画プラン策定に携わった市民が会員となり現在は 12 名（H30.4.1 時点正会員）が活動してみえます。

第 1 次恵那市男女共同参画プラン（H19～27 年度）までは、推進委員会等の組織が設置されていなかったため、行政と二人三脚で男女共同参画プラン推進に係る取り組みの実行役を担って頂きました。

(2) 目的

男女共同参画社会に向けたプランの推進

(3) 過去の取組事項

①イベントの開催（市と共催）

- ・ H19 年度－男女共同参画プラン策定記念イベント

②男女共同参画講座の実施

- ・ 各種講座の実施

高齢者問題、男女雇用機会均等の取組、食育の問題、女性の政治参画、親育ち講座、DV 講座、定年後の夫婦生活、地域とのつながり、トーク＆コンサート、フォトコンテスト、子どもの発達学習講演会＆学校見学、男女共同参画の現状講演会等 など

- ・ 男女共同参画紙芝居の上演

4. 定年塾の取組経過

(1) 概要

平成 22 年度に、中日新聞の連載コラム「妻と夫の定年塾」作家の西田小夜子さんの応援をいただき、実行委員会形式により、『定年塾』を開始。主に定年後の方を対象に、定年後をいきいきと充実して過ごすため、男性も女性もそれぞれ自立してお互いを尊重しあえる関係をつくることを考える機会を提供している。現在は、主に「男女のわ」ネットワークの会員が、独自事業として運営。

平成 27～29 年度活動休止。平成 30 年度活動再開。

(2) 過去の取組事項

各種講演、郷土料理づくり、そば打ち、みそ造り、陶芸、ウォーキング など

第2次恵那市男女共同参画プラン 話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も

恵那市女性活躍推進計画

生き方と 働き方を 誰もが選択できるまち 恵那



平成28年4月
令和2年3月改訂

恵 那 市

目 次

第1章 プラン策定の背景と趣旨.....	5
1 プラン策定の趣旨.....	5
2 プラン策定の背景.....	6
3 プランの性格.....	8
4 プランの期間.....	9
第2章 男女共同参画を取り巻く市の現状.....	10
1 人口等の状況.....	10
2 就業等の状況.....	13
（1）就業率の状況.....	13
（2）女性の就業に関する状況.....	14
3 アンケート調査結果.....	17
（1）市民意識調査概要.....	17
（2）事業所調査結果.....	19
第3章 プランの基本的な考え方.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	23
3 施策の体系.....	25
第4章 施策の展開.....	26
1 意識づくり.....	26
（1）男女平等・男女共同参画に関する意識啓発【★】.....	26
（2）男女平等教育などの推進【★】.....	27
（3）男女共同参画を推進する多様な学習機会の提供・情報収集【★】.....	28
（4）DVなど暴力の予防と根絶のための意識づくり.....	29
（5）あらゆる暴力への対策など【★】.....	30
2 環境づくり.....	31
（1）政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大【★】.....	31
（2）就労の場における男女平等の確保【★】.....	32
（3）「仕事と生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援【★】.....	33
（4）家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進【★】.....	34
（5）防災における男女共同参画.....	35
（6）相談窓口の充実と連携強化.....	35

3	安心して生活できる体制づくり.....	36
(1)	子育てに関する支援体制【★】.....	36
(2)	生涯にわたる心と体の健康・生きがいつくり.....	37
(3)	高齢者や障がい者（児）への支援.....	38
(4)	多様な家族形態と多様な生き方への理解と支援.....	39
(5)	多様な文化への理解と交流の促進.....	40
(6)	女性の職業生活における活躍に関する支援体制【★】.....	41
第5章	プランの推進.....	42
1	推進体制.....	42
2	プランの進行管理と評価の実施.....	42
3	目標指数.....	43
第6章	参考資料.....	45
1	恵那市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	45
2	恵那市男女共同参画プラン策定委員会名簿.....	47
3	恵那市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱.....	48
4	恵那市男女共同参画プラン策定委員会名簿.....	50
5	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78条).....	51
6	岐阜県男女が平等に人として尊敬される男女共同社会づくり条例 (平成15年岐阜県条例第49号).....	57

【★】:「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画部分



第 1 章

プラン策定の背景と趣旨

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。すなわち男女一人一人が自らの個性と能力を活かしていきいきと働くことができ、真に自分らしい人生を送ることのできる社会です。このような男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題として位置づけられており、法律や制度面での男女平等の整備を進めるとともに、国・県・市がそれぞれの役割を果たしながら施策を打ち出してきました。

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

また、我が国では少子高齢化が急速に進行しており、恵那市においても人口減少による地域社会・経済活動などあらゆる分野での担い手不足が大きな課題となっています。特に若者の市外転出数の増加が少子化に拍車をかけており、若い世代の流入・定着を図り人口減少に歯止めをかけることが、恵那市における喫緊の課題となっています。そのため、男女が共に輝くことのできる社会を形成し、住みよいまちを目指していく男女共同参画社会実現の取組は、恵那市の人口減少対策にも繋がることと期待されています。

こうした現状をふまえ、第1次プランが平成27年度末をもって計画の完了となることから、平成28年（2016）4月に、社会情勢の変化や恵那市の現状、第2次恵那市総合計画に則して「第2次恵那市男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成27年（2015）9月には「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展やその他社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現していくことが求められています。

このため、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間として策定された「第2次恵那市男女共同参画プラン」について、「女性活躍推進法」の趣旨に基づく「女性活躍推進計画」を包含した「第2次恵那市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定します。

2 プラン策定の背景

(1) 世界の動き ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

昭和 50 年（1975）、国連はこの年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」として、第 1 回世界女性会議をメキシコシティで開催し、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」を採択しました。また、国連総会にて昭和 51 年（1976）から昭和 60 年（1985）までを「国連婦人の十年」と定めたことにより、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上に向けての活動が世界的に展開されてきました。さらに、昭和 54 年（1979）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

近年では、国連本部にて平成 22 年（2010）に「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、平成 7 年（1995）に第 4 回世界女性会議にて男女平等、開発、平和を目標に掲げて採択された「北京宣言及び行動綱領」の再確認が行われ、その実施に向けた更なる行動が、国際社会に求められました。

(2) 国の動き ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

国においては、世界の動きを踏まえ、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、昭和 50 年（1975）に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 60 年（1985）には、男女雇用機会均等法の公布や民法、国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

平成 11 年（1999）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年平成 12 年（2000）には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。新たな計画策定の必要性から、平成 17 年（2005）には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年（2010）には、国内外の状況の変化を考慮し、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成 27 年（2015）には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクション※の実行などを通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされました。

また、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、平成 27 年（2015）9 月 4 日、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。

※ ポジティブ・アクション・・・固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

＜あらゆる分野における女性の活躍＞

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

(3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

- (４) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

(5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。

- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

(7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

岐阜県では、平成 11 年（1999）に「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の 3 つの課題について施策の方向性を示した「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。

また、平成 15 年（2003）には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が施行され、次いで平成 16 年（2004）にはこの条例の考え方を基礎とする基本計画として「岐阜県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画の取組が着実に進められてきました。平成 21 年（2009）には、同計画の見直しが行われ、計画の基本的な考えを継承しつつ、新たな課題への取組を反映させた「第 2 次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的に、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」も策定されました。

7

(4) 市の動き ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

恵那市は市町村合併後のまちづくりを進めるため、平成 18 年度に恵那市総合計画を策定しました。この恵那市総合計画では 6 つの基本目標の 1 つとして「健全で心の通った協働のまち」を掲げ、市民一人一人が新しいまちづくりの主役として、多くの人と心を通わせ、協働して活動できるしくみづくりに努めることを理念としています。この理念を受け、男女が共に協力し役割を発揮できる社会の実現を目指して、「恵那市男女共同参画プラン」が策定されました。

「恵那市男女共同参画プラン」は、平成 18 年に公募市民 12 名、市職員 12 名、市民アドバイザーなどで構成するワーキングチームを設置して原型を作成し、この原型をもとに有識者 14 名による男女共同参画懇話会にて議論を重ね、平成 19 年 3 月に策定されました。当プランでは、「認めあう優しい心と心のはあもにい」をキャッチフレーズに「家庭」・「地域」・「職場」の 3 つの視点から取り組むべき課題と施策を示しており、平成 27 年度までの 9 年間を計画期間として、男女共同参画社会実現に向けた取組を進めてきました。

平成 27 年度には、新しいプランの策定に向けて恵那市男女共同参画プラン策定委員会を立ち上げました。市民意識調査に加え事業所調査や学生を含めた若い世代とのワークショップを行い、市内の現状と課題を洗いだしながら、6 回にわたる策定委員会を重ね、男女共同参画社会を実現するための目標、政策の方向性を示した「第 2 次恵那市男女共同参画プラン」を策定しました。

3 プランの性格

- ① 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- ② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- ③ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- ④ 「第 2 次恵那市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定しています。

4 プランの期間

本プランの計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間ですが、本プランの内容は、令和 2 年 3 月に、女性活躍推進法に係る内容を新たに追加したものです。

また、本プランは、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。



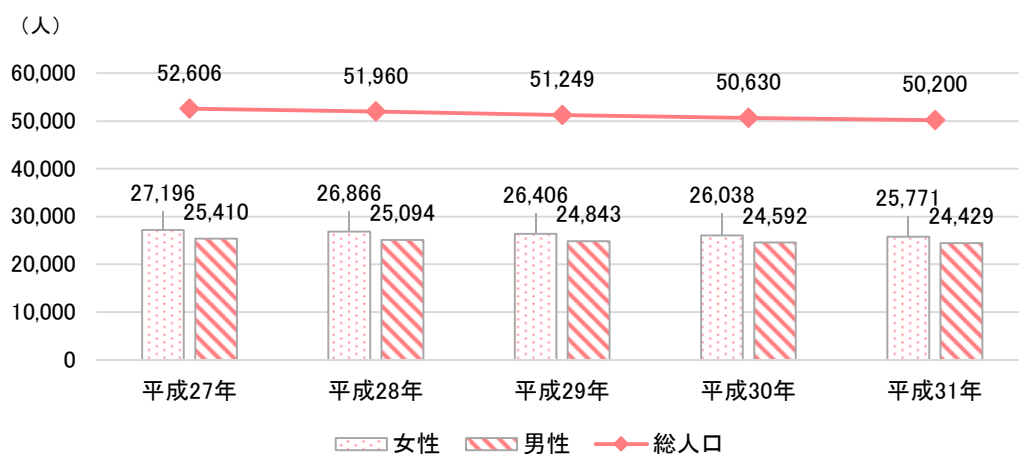
第2章

男女共同参画を取り巻く市の現状

1 人口等の状況

恵那市の総人口は平成27年から平成31年の5年間で約2,400人減少しています。人口を男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向が続いています。

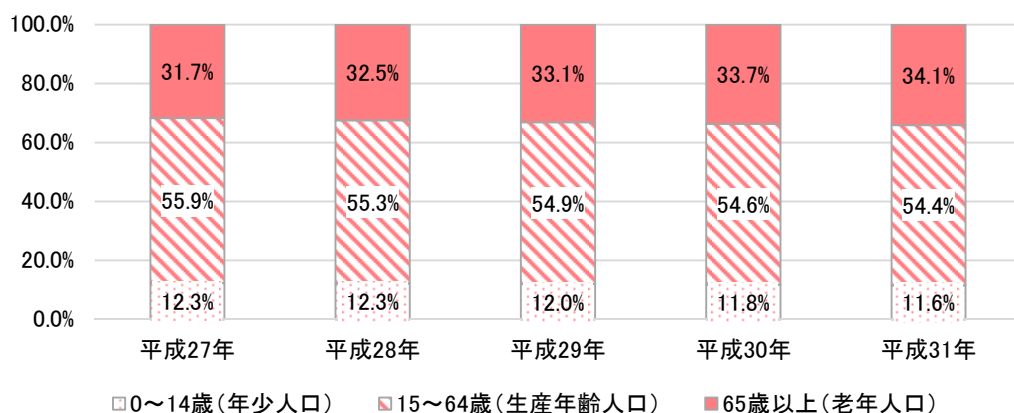
性別総人口の推移



資料：各年住民基本台帳（各年4月1日現在）

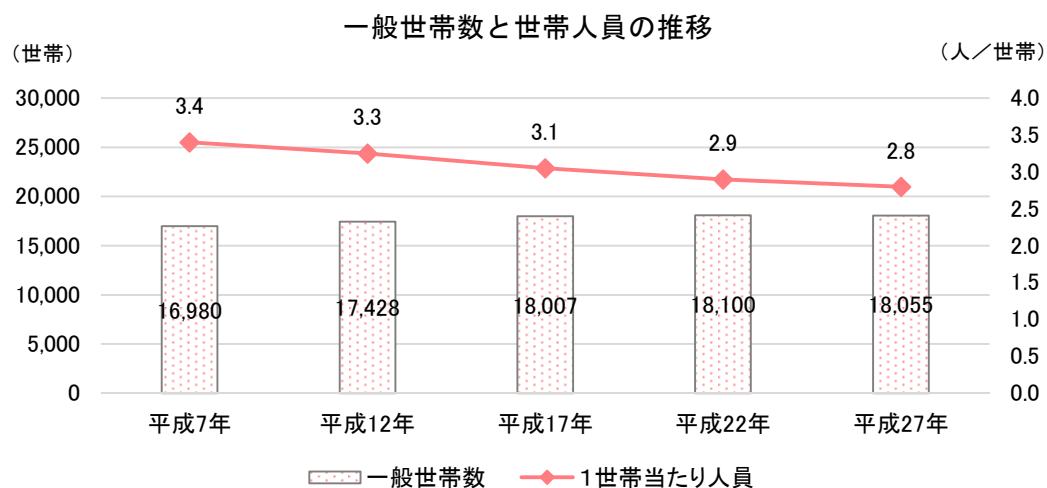
年齢3区分別人口構成比をみると、0～14歳（年少人口）の割合が減少し、65歳以上（老年人口）の割合が増加する傾向がみられます。

年齢3区分別人口構成比の推移

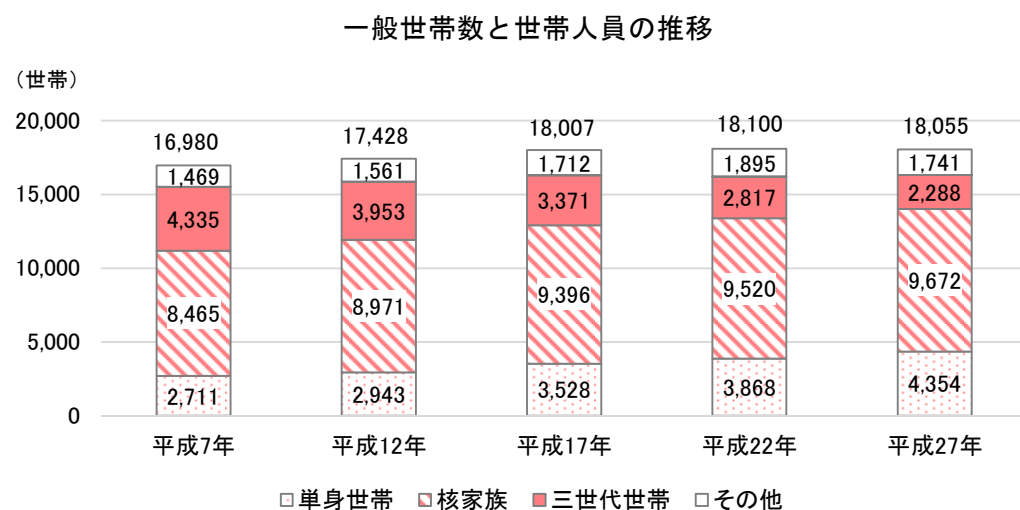


資料：各年住民基本台帳（各年4月1日現在）

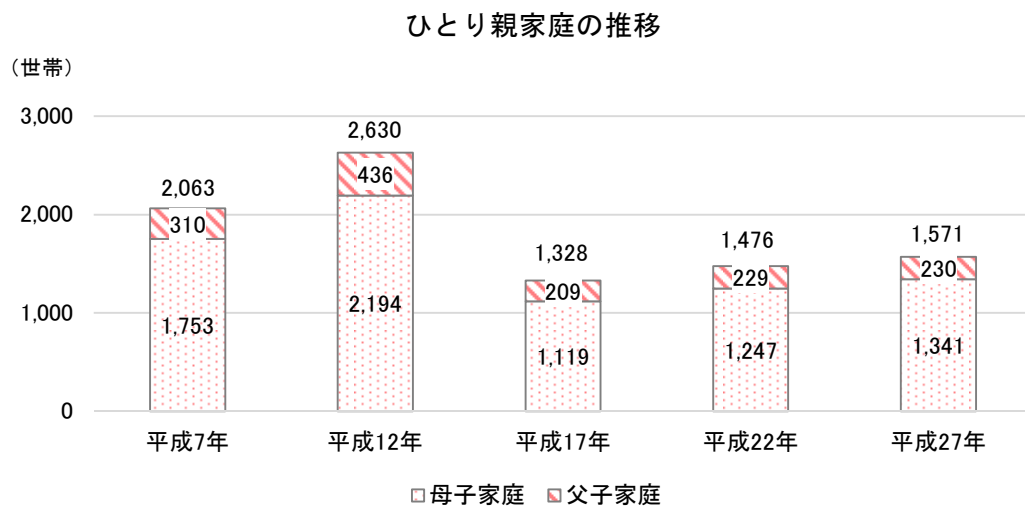
一般世帯数は増加を続けていましたが、平成 22 年の 18,100 世帯をピークに減少に転じています。また、平均世帯人員は減少を続けており、平成 27 年には 2.80 人と 3 人を下回っています。



世帯区分の推移をみると、一般世帯数の増加が減少に転じたにもかかわらず、核家族や単身世帯は増加し続けており、平成 7 年から平成 27 年の 20 年間で、核家族は約 1.1 倍、単身世帯は約 1.6 倍増加しています。一方、三世帯世帯は半減しています。

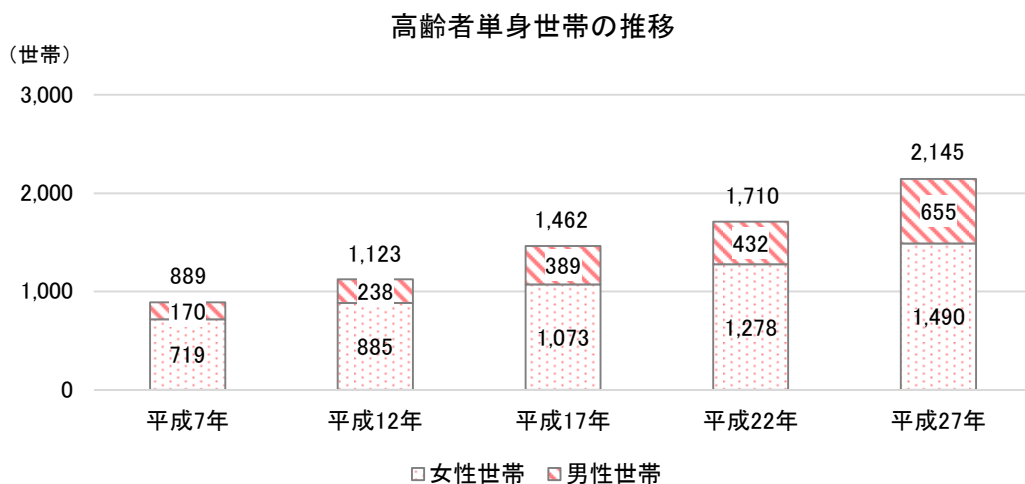


ひとり親家庭の数は、平成 27 年で父子家庭が 230 世帯、母子家庭が 1,341 世帯となっています。



資料：国勢調査

高齢者単身世帯の数は、増加傾向にあり、平成7年から平成27年の20年間で約2.5倍となっています。

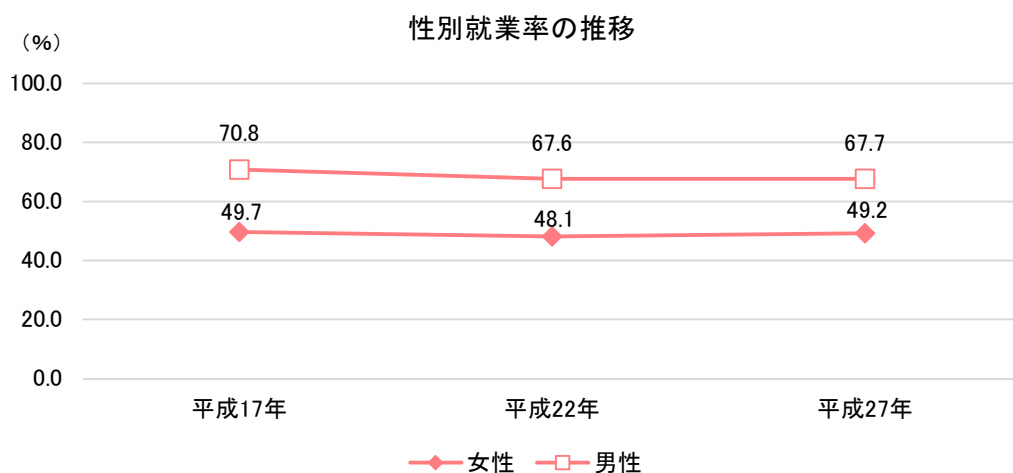


資料：国勢調査

2 就業等の状況

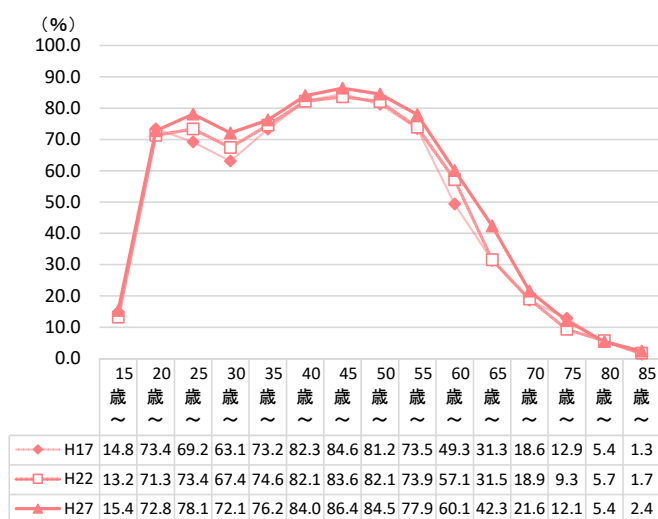
(1) 就業率の状況

性別就業率をみると、女性の就業率は依然として男性を下回っています。また、男女ともに就業率に大きな変動はありませんが、平成22年から平成27年の5年間で、女性の就業率は微増しています。

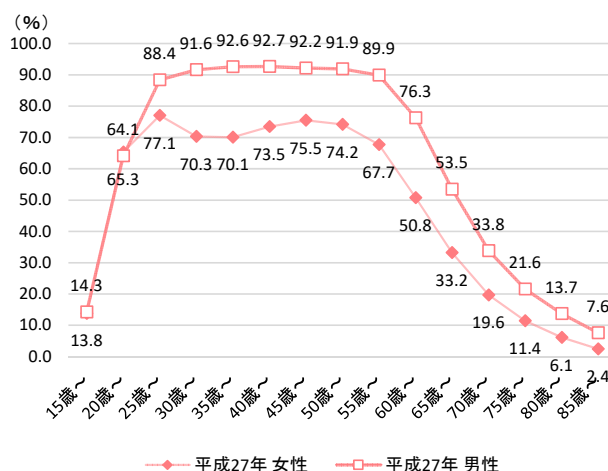


女性の就業率を年齢別でみると、30歳代を底とするM字カーブ※を描く傾向が続いており、全国と比較しても落ち込みは大きくなっています。しかし、30歳代での就業率の落ち込みは徐々に緩やかになっていく傾向が見られます。

女性の年齢別就業率の推移（恵那市）



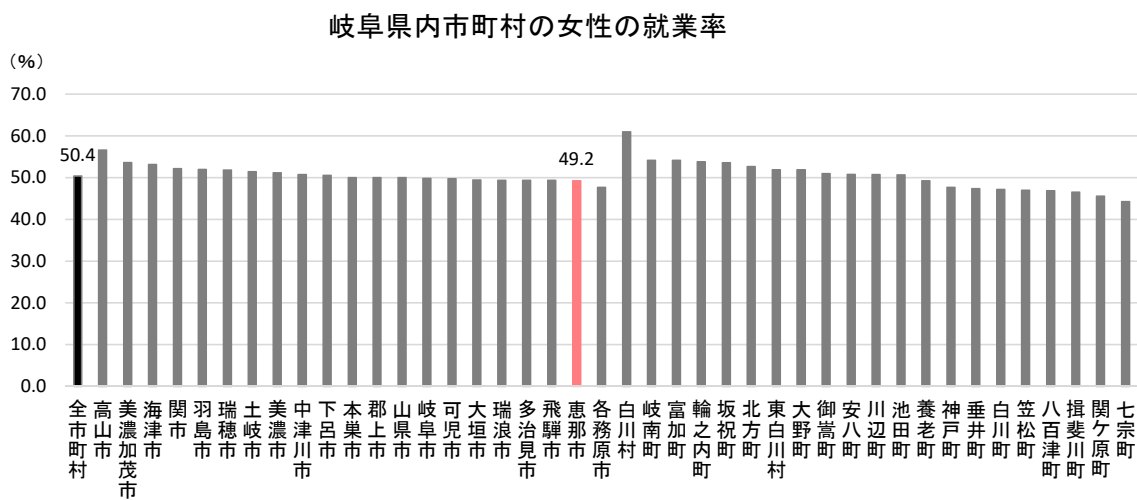
男性・女性の年齢別就業率（全国）



※ M字カーブ・・・日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線をいう。

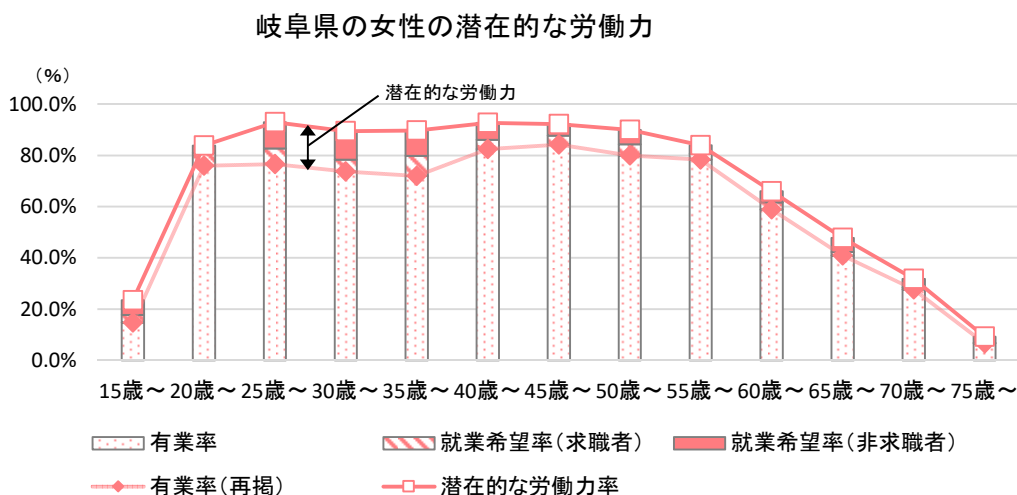
(2) 女性の就業に関する状況

恵那市の女性就業率は、岐阜県平均を下回り、21 市中 20 位となっています。



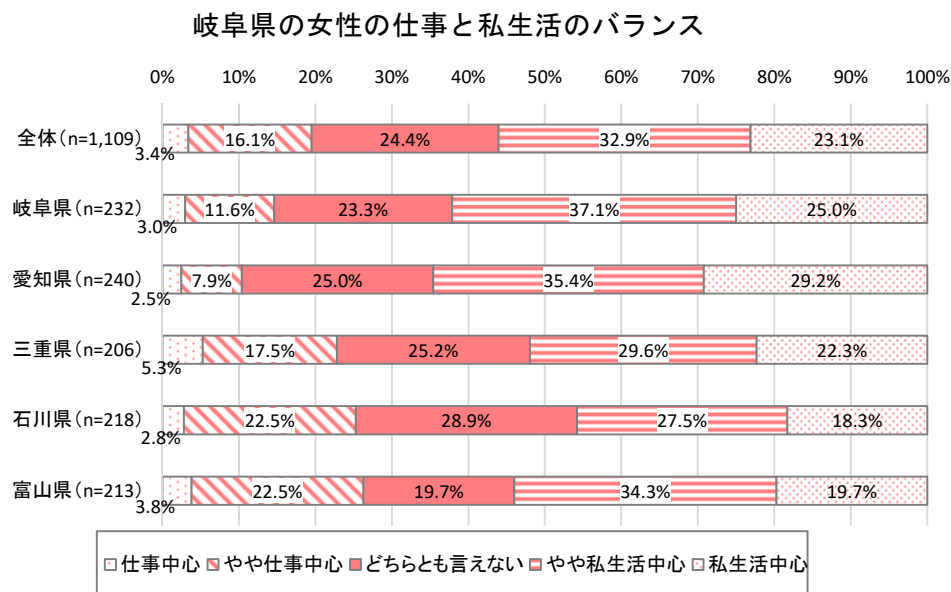
資料：平成 27 年 国勢調査

就業を希望しているものの育児や介護等を理由に働いていない女性が、県内に約 7.4 万人、恵那市には約 1,800 人いると推定されます。



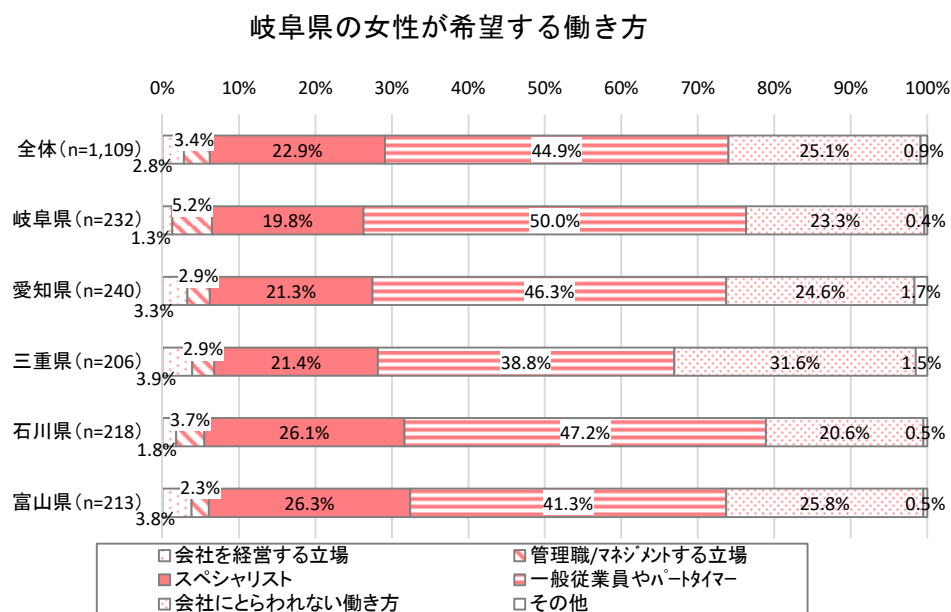
資料：平成 29 年 就業構造基礎調査

岐阜県の女性の仕事と私生活のバランスでは、私生活を重視と回答した合計が62.1%と愛知県に次いで高くなっています。



資料：女性の就業意識に関する調査報告書（中部経済産業局・平成31年3月）

岐阜県の女性が希望する働き方では、「一般従業員やパートタイマー」の割合が他県より高く、半数に達しています。



資料：女性の就業意識に関する調査報告書（中部経済産業局・平成31年3月）

岐阜県の女性が女性活躍のために推進してほしいことでは、「仕事と家庭を両立しやすい環境の整備」が61.2%と最も高く、次いで、「休暇制度の柔軟な運用」が36.2%、「女子の職場環境の整備」が25.9%の順となっています。

岐阜県の女性が女性活躍のために推進してほしいこと

	合 計	女性従業員を増やす 取り組み	女性が少ない職種への 女性の配置	女性のキャリア形成支援	仕事と家庭を両立 しやすい環境の整備	休暇制度の柔軟な運用	フレックス・テレワークなど 多様な働き方の推進	性別にとらわれない 人事評価制度などの導入	女性管理職の積極的な登用	管理職や男性社員に対する 意識啓発の取り組み	女子の職場環境の整備	その他
全体	1,109	198	118	152	717	462	293	255	91	89	274	14
	100.0	17.9	10.6	13.7	64.7	41.7	26.4	23.0	8.2	8.0	24.7	1.3
愛知県	240	55	33	26	155	95	52	57	21	20	60	2
	100.0	22.9	13.8	10.8	64.6	39.6	21.7	23.8	8.8	8.3	25.0	0.8
三重県	206	35	19	26	127	93	61	45	17	17	55	1
	100.0	17.0	9.2	12.6	61.7	45.1	29.6	21.8	8.3	8.3	26.7	0.5
岐阜県	232	34	19	31	142	84	59	59	18	18	60	7
	100.0	14.7	8.2	13.4	61.2	36.2	25.4	25.4	7.8	7.8	25.9	3.0
石川県	218	37	28	31	148	92	63	50	16	21	52	4
	100.0	17.0	12.8	14.2	67.9	42.2	28.9	22.9	7.3	9.6	23.9	1.8
富山県	213	37	19	38	145	98	58	44	19	13	47	0
	100.0	17.4	8.9	17.8	68.1	46.0	27.2	20.7	8.9	6.1	22.1	0.0

人
(%)

資料：女性の就業意識に関する調査報告書（中部経済産業局・平成31年3月）

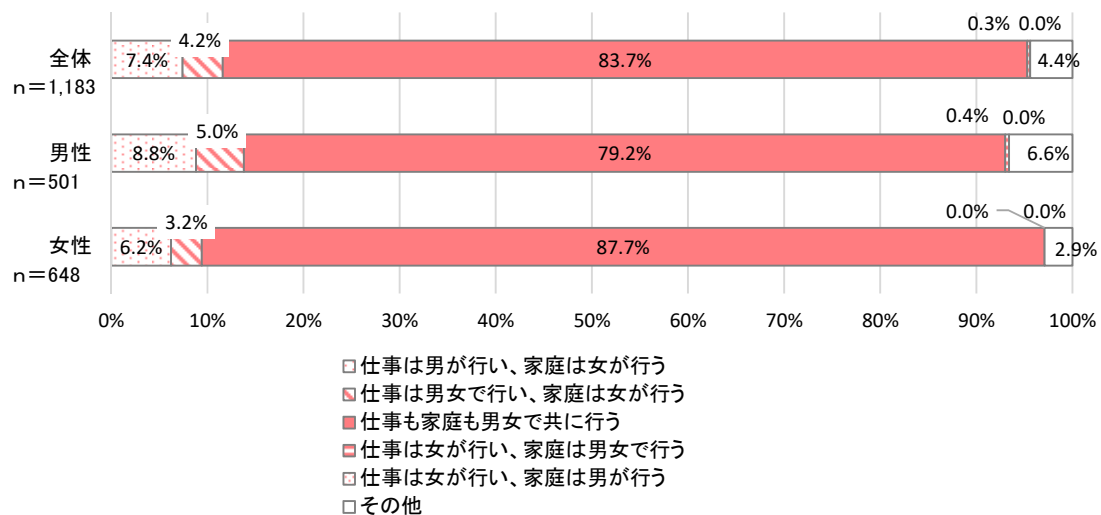
3 アンケート調査結果

(1) 市民意識調査概要

① 仕事と家庭（家事・育児・介護など）における男女の役割について

「仕事も家庭も男女で共に行う」が83.7%と圧倒的に高くなっています。また、性別でみると、女性は「仕事も家庭も男女で共に行う」が約9割と、男性に比べ約1割高くなっています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて

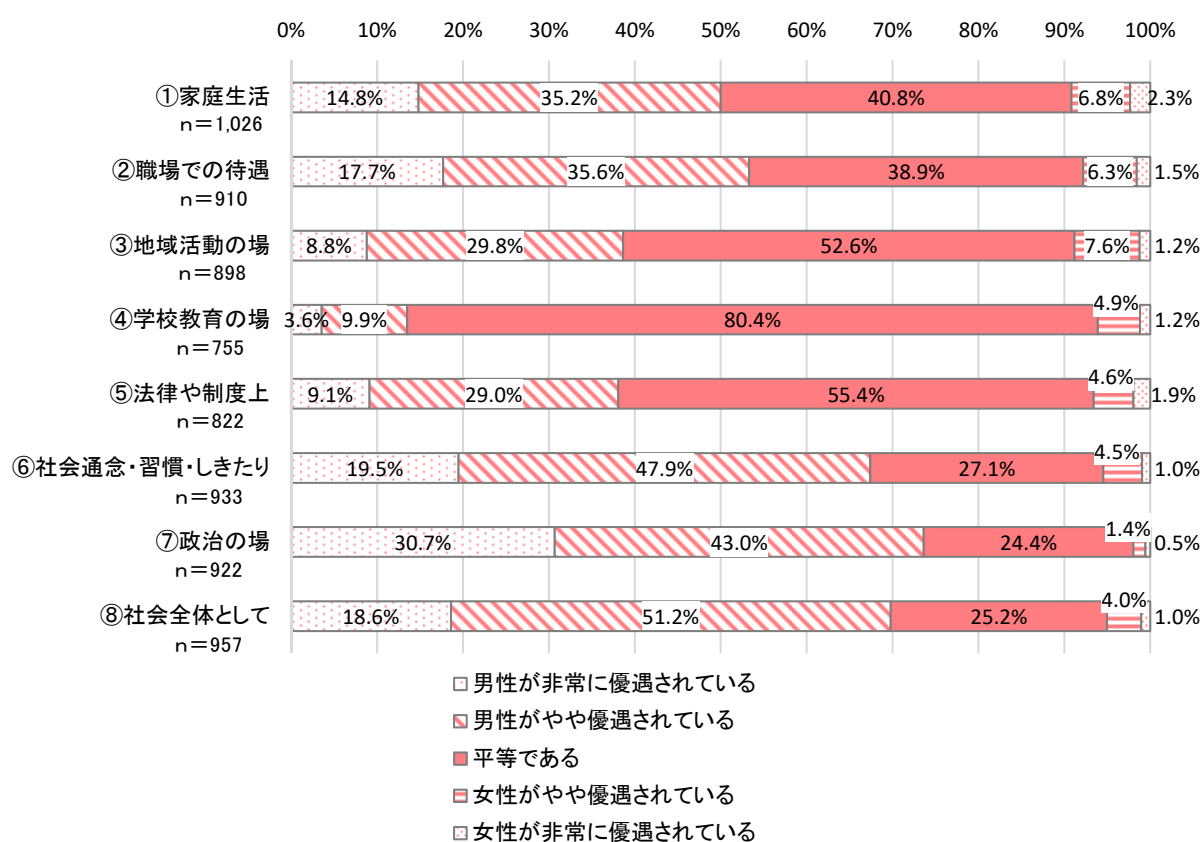


資料：平成30年度 恵那市市民意識調査

② 場面による男女の優遇差

②職場での待遇、⑥社会通念・習慣・しきたり、⑦政治の場、⑧社会全体としては、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性の方が優遇されているが53%から74%と高くなっています。次いで、①家庭生活、③地域活動の場、⑤法律や制度上では、男性の方が優遇されているが38%から50%となっています。④学校教育の場では「平等である」が80.4%と高く男性の方が優遇されているは13.5%と低くなっています。⑤法律上や制度上と③地域活動の場でも「平等である」が50%前後となっています。

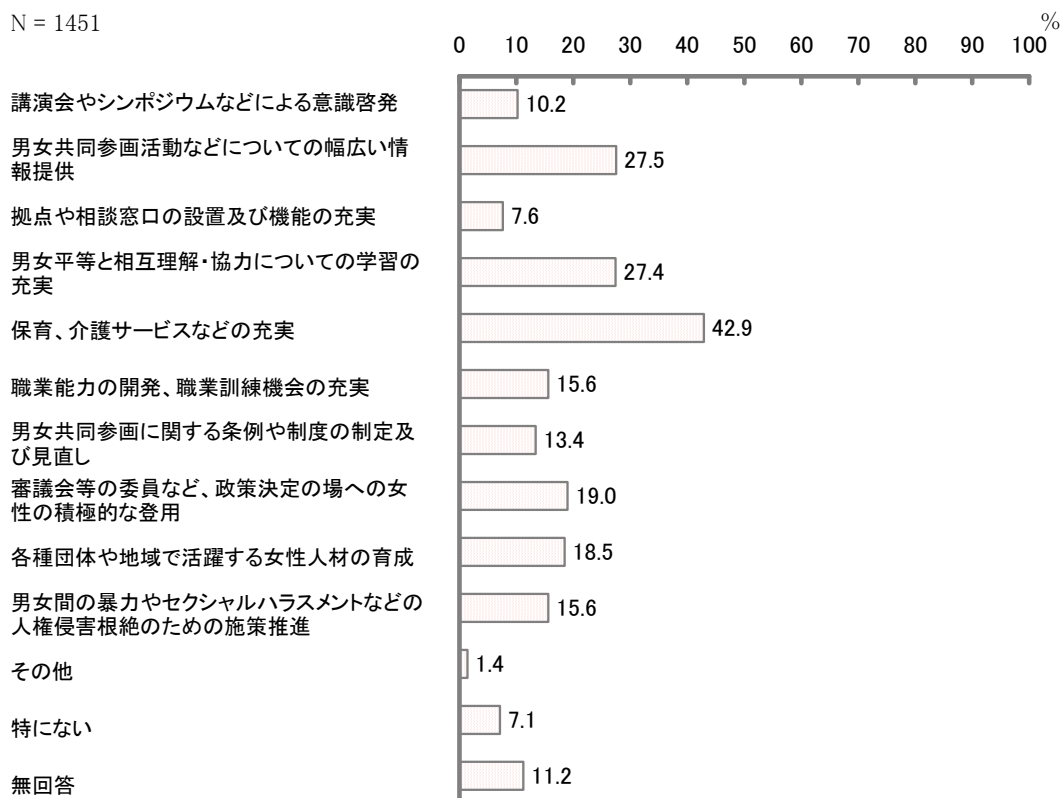
場面による男女の優遇差について



資料：平成30年度 恵那市市民意識調査

③ 男女共同参画社会の実現に向けて特に力を入れるべきこと

「保育、介護サービスなどの充実」が42.9%と最も高くなっています。次いで、「男女共同参画活動などについての幅広い情報提供」が27.5%、「男女平等と相互理解・協力についての学習の充実」が27.4%、「審議会等の委員など、政策決定の場への女性の積極的な登用」が19.0%、「各種団体や地域で活躍する女性人材の育成」が18.5%の順となっています。一方、「特にない」は7.1%となっています。



資料：平成26年度 恵那市市民意識調査

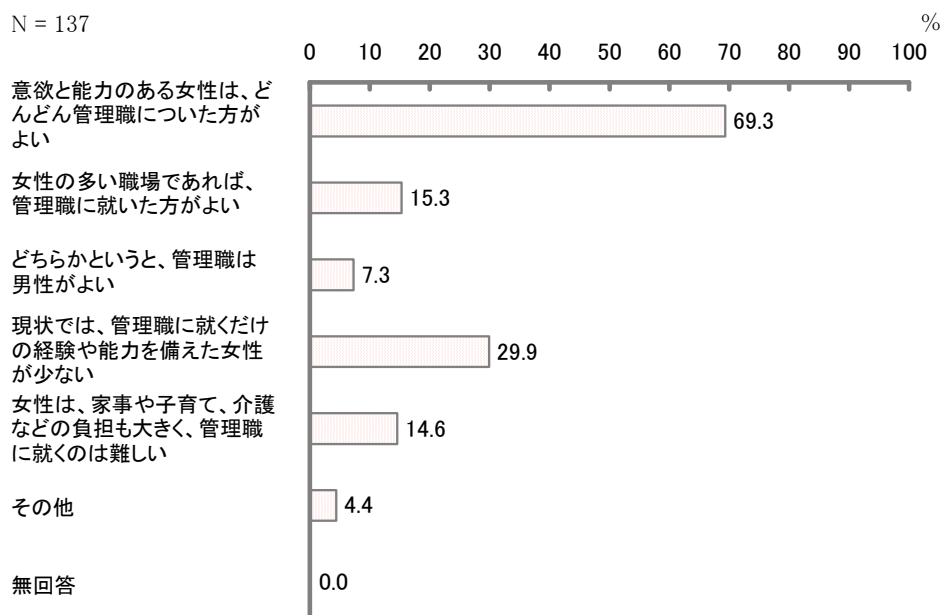
（２）事業所調査結果

① 調査概要

調 査 対 象	市内の従業員 10 人以上の事業所
方 法	郵送法（郵送による調査票の配布・回収）
時 期	平成 27 年 8 月 24 日から平成 27 年 9 月 7 日
調 査 票 配 布 数	277 件
調 査 票 回 収 結 果	137 件（49.5%）

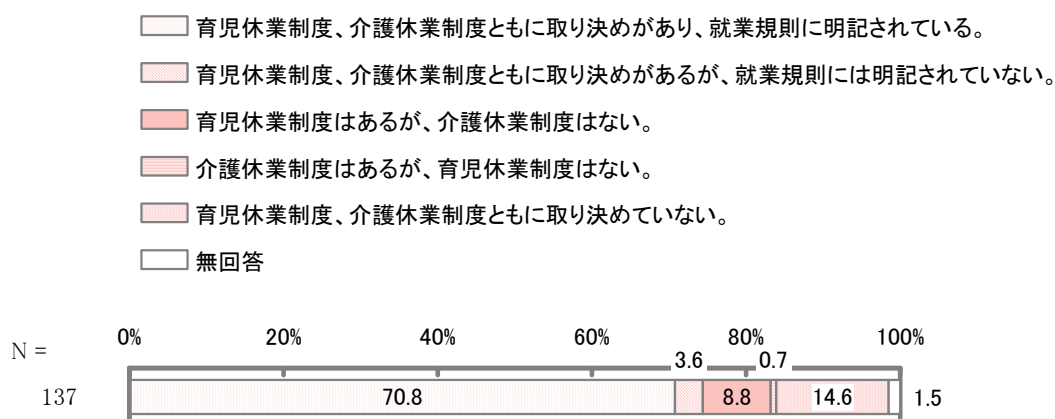
② 女性が管理職に就くことについての考え

「意欲と能力のある女性は、どんどん管理職についた方がよい」の割合が69.3%と最も高く、次いで「現状では、管理職に就くだけの経験や能力を備えた女性が少ない」の割合が29.9%、「女性の多い職場であれば、管理職に就いた方がよい」の割合が15.3%となっています。



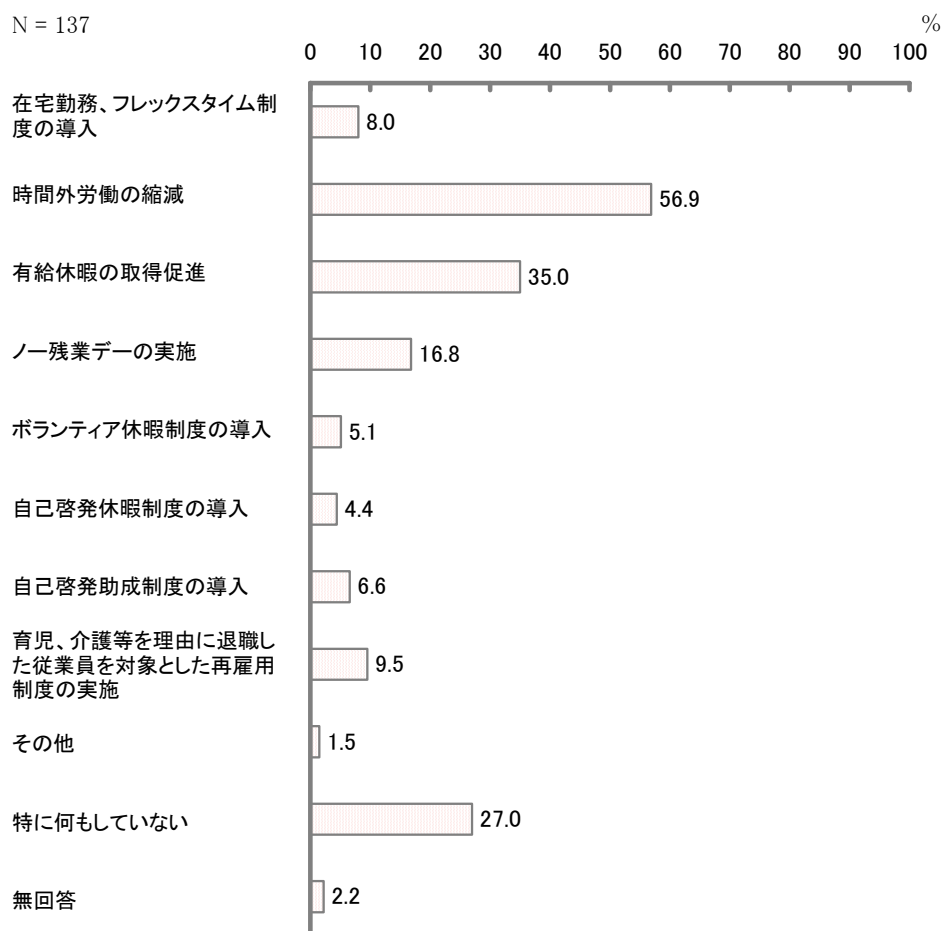
⑤ 育児休業・介護休業制度について

「育児休業制度、介護休業制度ともに取り決めがあり、就業規則に明記されている。」の割合が70.8%と最も高く、次いで「育児休業制度、介護休業制度ともに取り決めていない。」の割合が14.6%となっています。



⑥ 「仕事と生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス※）に配慮して、何か取り組んでいること

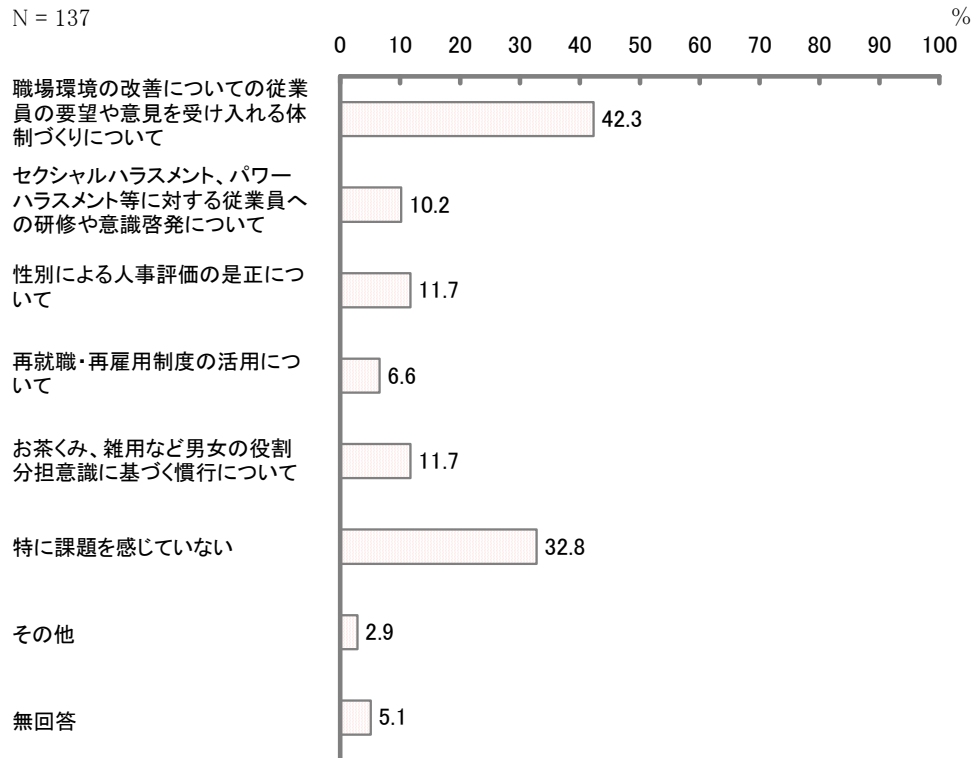
「時間外労働の縮減」の割合が56.9%と最も高く、次いで「有給休暇の取得促進」の割合が35.0%、「特に何もしていない」の割合が27.0%となっています。



※ ワーク・ライフ・バランス・・・一人一人がやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現すること。

⑦ 男女ともに働きやすい職場環境・風土づくりについて、課題だと感じていること

「職場環境の改善についての従業員の要望や意見を受け入れる体制づくりについて」の割合が42.3%と最も高く、次いで「特に課題を感じていない」の割合が32.8%、「性別による人事評価の是正について」、「お茶くみ、雑用など男女の役割分担意識に基づく慣行について」の割合が11.7%となっています。





第3章

プランの基本的な考え方

1 基本理念

キャッチフレーズ

「話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も」

男女共同参画社会を実現するためには、性別によって固定化された役割分担を取り払い、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる環境と、意識づくりが大切です。また、少子高齢化により人口減少が進む中では、性別や年齢に関わらずさまざまな分野に市民一人一人が参画し、持てる力を出し合ってお互いに支え合っていくことも重要となります。

こうしたことから、一人一人違う人間であることを理解し、お互いに話し合い、歩み寄り、認め合える社会を恵那市が目指す姿ととらえ、「第2次恵那市男女共同参画プラン」のキャッチフレーズを、「話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も」としました。

女性活躍推進のキャッチフレーズ

「生き方と 働き方を 誰もが選択できるまち 恵那」

2 基本目標

男女共同参画社会は、誰もが家庭、地域、働く場など、あらゆる場で活躍できる社会です。恵那市では、基本理念の実現に向け、男女が共に輝くことのできる社会の形成により、住みよいまちを目指していくまちづくりを進めるものとし、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標（1）意識づくり

- ・・・男女共同参画に関する認識を深め、定着させる

基本目標（2）環境づくり

- ・・・市民一人一人が個人として個性と能力を発揮する機会をもつ

基本目標（3）安心して生活できる体制づくり

- ・・・生涯を通じて健やかに安心して暮らすことができる

(1) 意識づくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

性別に関わらず男女が共に輝くことのできる社会を形成するためには、根本となる人権を尊重できる人づくりは欠かせません。男女共同参画という観点から人権を理解、尊重し、性差別などのさまざまな要因により起こる暴力を許さず、男女の人権が尊重される社会づくりを行う必要があります。また、性別による固定的な役割分担意識は男性、女性それぞれの生き方を狭め、自分らしく生きることが困難な社会をつくり出すことにもつながりかねません。

このため、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的性別役割分担意識*が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりを進めます。

(2) 環境づくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

市民一人一人が個人として個性と能力を発揮する機会が確保されるためには、あらゆる分野において男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供し、男女平等な参画を促すことが必要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参入を進める為の情報提供や働きかけを行うとともに、職場においては、個性と能力を発揮して働くことのできるよう、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

また、男女が共に責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進するとともに、防災などの新たな分野へ、幅広い視点で男女共同参画を推進します。

(3) 安心して生活できる体制づくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

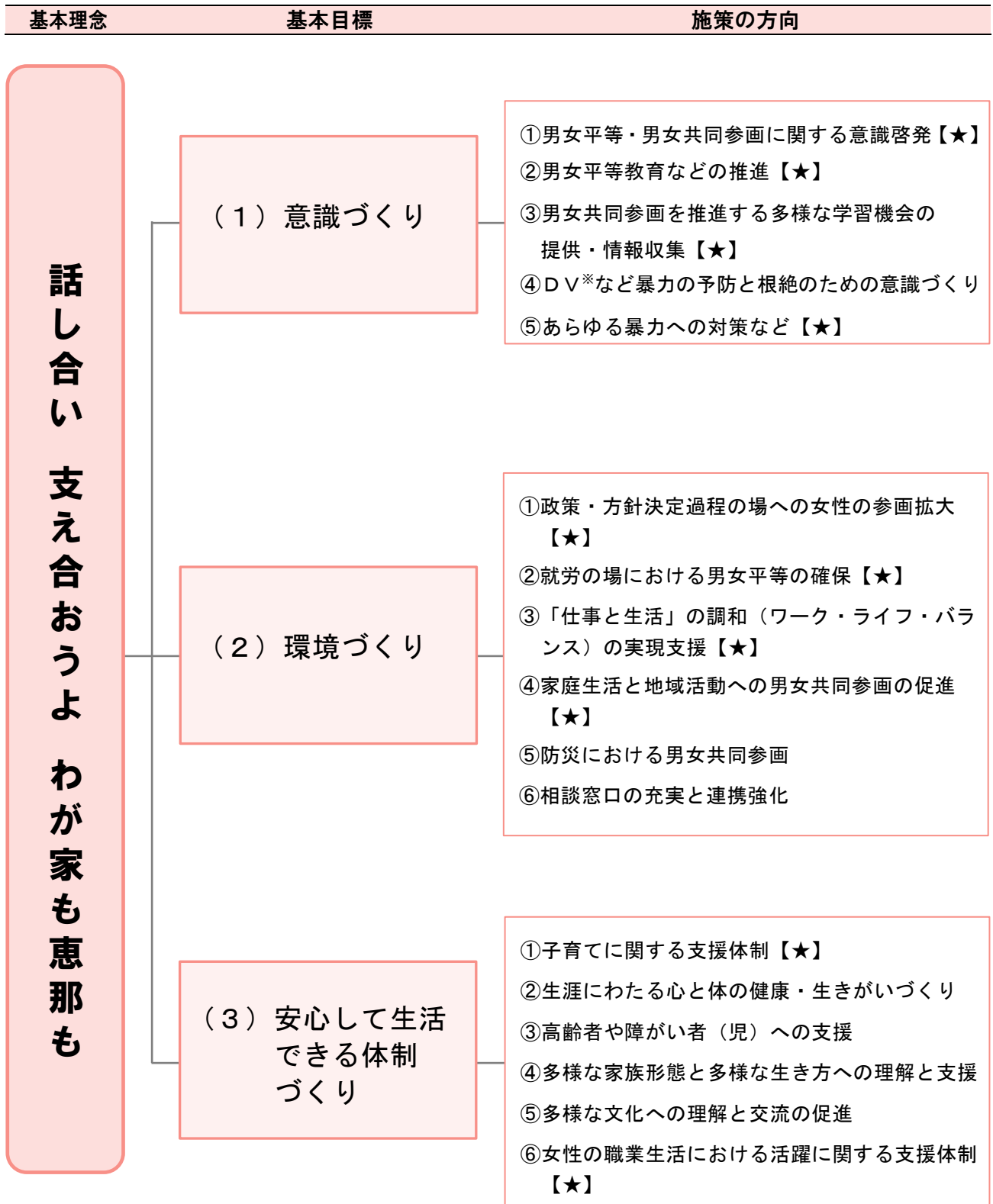
健康で安心して心豊かに暮らせる社会をつくることは、男女共同参画社会を推進する上で重要です。健康づくりを心身両面から支援するほか、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりが必要です。

このため、高齢者福祉、障がい者福祉サービスの充実などを進め、社会全体で支える施策を推進します。また、子育て支援については、家庭や地域、働く場などに参画しながら安心して子育てができる体制づくりに努めます。

さらに、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解促進など、一人一人が自分らしく健やかに暮らせる体制づくりを進めます。

※ 固定的性別役割分担意識・・・「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

3 施策の体系



※ DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。



第4章

施策の展開

1 意識づくり

(1) 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発【★】

現状と課題

平成30年度に実施した「市民意識調査」によると、「仕事は男が行い、家庭は女が行う」という性別による固定的な役割分担意識への支持が1割弱を占めており、今後このような意識の解消を図る必要があります。また、この根底には、夫婦などの当事者間で意識のギャップがあることが問題であり、お互いに相手を尊重してギャップを解消していく必要があります。

また、女性活躍推進法に基づき、働くことを望む女性が希望に応じた働き方を実現できるよう、女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発を行う必要があります。

性別によって一人一人の意欲と資質を活かして生きていく可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、家庭・学校における男女平等教育を進めていくことが重要です。

そのため、今後も引き続いて、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の払拭を図る必要があります。

今後の取組

施策名	施策の内容
① 広報紙、各種メディア※を活用した意識の普及・啓発	広報紙やホームページなどを活用し、男女共同参画及び女性の職業生活における活躍に関する意識の啓発を行います。また、啓発効果を高めるため、ライフステージの転換期や特定の対象者に向けた啓発を行います。
② 男女共同参画推進活動の充実	プランに基づき、男女共同参画プラン推進委員会を中心に啓発活動などを行い、市全体の男女共同参画の充実を図ります。
③ 男女共同参画プラン推進会議の開催	プランの推進と進捗管理などを行うため、男女共同参画プラン推進会議の開催を定期的に行います。

※ メディア・・・情報などの媒体。特に新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの情報媒体。

（２）男女平等教育などの推進【★】 ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

恵那市では、恵那市男女共同参画プランに沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んできました。

「市民意識調査」では、学校教育の場では「男女が平等である」が80.4%と高くなっていますが、男性の方が優遇されていると感じている割合が13.5%となっており、引き続き学校教育における男女平等教育を充実していく必要があります。

また、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、家庭教育における男女平等や男女共同参画を教えていくことも重要です。こどもの頃から男女平等意識を育み、性別によって可能性が狭められることなく、個性と能力を発揮できるよう、家庭・学校における人権教育、男女平等教育を今後も進める必要があります。

今後の取組

施策名	施策の内容
①人権を尊重する教育機会の充実	男女平等や人権教育に関連した研修会などを継続的に行います。
②男女平等意識を育む教育の充実	道徳や学級活動の授業などを中心とした教育活動の中で、男女平等や男女共同参画意識をもたせるように努めます。
③教職員に対する男女平等・人権教育意識の更なる向上	教職員の研修機会を更に充実させ、男女平等・人権に対する意識向上を図ります。



※ 1 - （２）男女共同参画勉強会

(3) 男女共同参画を推進する多様な学習機会の提供・情報収集【★】 ● ● ●

現状と課題

男女共同参画の取組は市民に十分浸透しておらず、男女共同参画に関する意識や認知度も性別や年代、地域により大きな差が生まれています。性別役割分担意識や、男女共同参画に関する無関心、間違った認識は、男女共同参画社会や女性活躍社会の実現を阻む大きな要因となります。

このため、今後は男女共同参画社会などについて、正しい理解が得られるような継続的かつ、有効な啓発活動を実施していく必要があります、講演会や学習会などを通じて、市民の意識を高めていくことが必要です。

また、女性活躍社会の実現に向けては企業の取組が必要不可欠ですが、積極的な取組が行われるかは企業の経営者の意識によるところが大きいいため、企業経営者への啓発活動の実施が重要です。

さらに、恵那市における男女共同参画に関する現状把握をするための意識調査や情報収集などを継続的に実施し、各施策に活用するとともに、広く市民に情報提供していくことも重要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策などに関する情報収集を行います。また、市民意識調査及び市内企業意識・実態調査を実施し、市民及び企業の意識と現状を把握し施策に活かすよう努めます。
②講演会や学習会などの開催	男女共同参画の推進母体である「男女のわ」ネットワークなどと協力・連携し、様々な課題解決に向けた学習の機会などを提供します。また、実施の効果を高めるため、目的に応じて対象者を指定したり、参加型で主体的に学べるようにするなど、内容を工夫して行います。
③企業・各種団体の経営者や人事担当者への女性活躍の学習機会の提供	企業の経営者や人事担当者へ、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の事例や支援制度などの学習の機会を提供します。

(4) DVなど暴力の予防と根絶のための意識づくり

現状と課題

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力(DV)による被害の相談件数が年々増加しています。配偶者暴力(DV)は、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。配偶者暴力(DV)は、家庭内で起こることが多く潜在化しがちであるため、解決が難しいことも問題です。また、その家庭に子どもがいる場合、子どもへの精神的虐待が生じ、継続すれば、子どもの人格形成にも大きな影響を与えます。また、子どもの身体・生命をおびやかす虐待が行われているケースもあることから、DV被害者及びその子どもも含めた対応が必要となっています。

さらに、20歳代では「男女間の暴力やセクシュアルハラスメント※などの人権侵害根絶のための施策推進」が特に求められており、若年層では、交際相手からの暴力(デートDV※)も問題となっています。

これらのことから、恵那市では、DVの未然防止や潜在的な被害者への対応、相談窓口の充実などによる早期発見できる体制が必要です。そして、市内はもとより警察や医療機関など外部機関と連携し、あらゆる暴力に対応しうるネットワークの構築や、暴力に対する相談窓口を整備し、市民が気軽に活用できるような施策を推進します。

今後の取組

施策名	施策の内容
① 配偶者などに対する暴力を許さない意識づくり	DVをはじめとした配偶者などに対する暴力の根絶に向けて、パンフレットの配布やセミナーなどの開催、広報紙などによる啓発を行い、市民の意識を高めます。
② DV防止に関する法制度や支援制度の情報提供	DV防止に関する法制度や支援制度について、市のホームページや広報紙及び各種メディアを活用して情報提供や啓発を行います。
③ DVなど被害者の保護体制の強化	住民基本台帳事務における支援措置など、被害者の保護体制を整えます。
④ DVなどに関する相談体制の充実	DVなどに関する相談窓口の周知を図ります。また、関係機関及び市内の連携体制を強化します。
⑤ 医療機関、警察など関係機関との連携強化	DVなどに関し、医療機関や警察など、関係機関との連携体制を強化します。

※ セクシュアルハラスメント・・・相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

※ デートDV・・・恋人同士での身体、言葉、態度による暴力。

(5) あらゆる暴力への対策など【★】 ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

DVだけでなく、性差別により起こるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント※といった暴力、性差別によらず起こりえるパワーハラスメント※やモラルハラスメント※なども重大な人権問題となっています。そのため、引き続き、あらゆる情報媒体や機会を活用した意識啓発を推進していく必要があります。

今後の取組

施策名	施策の内容
① あらゆる暴力を許さない意識づくり	広報紙やホームページ、各種メディアの活用により、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、モラルハラスメントなど、あらゆる暴力に関する情報を提供し、知識の共有と暴力を許さない意識づくりに努めます。
② 企業・各種団体への啓発	職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどを防止するため、リーフレットの配布などにより、企業・各種団体への啓発を行います。

- ※ マタニティハラスメント・・・妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。
- ※ パワーハラスメント・・・職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。
- ※ モラルハラスメント・・・言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること。

2 環境づくり

(1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大【★】

現状と課題

恵那市での政策・方針を決定する過程において、これまでは女性の参画が少なく、どちらかといえば男性中心の視点で政策・方針決定を進めてきたと言えます。市の審議会等における女性委員の参画率は2割にとどまっている状況であり、市民意識調査においても、政治の場で、男性の方が優遇されていると感じる割合は7割と高くなっています。そのため、市の審議会等における女性の参画をさらに進め、さまざまな視点から市政を考えていく必要があります。また、性別にかかわらず参加しやすい会議運営の方法を検討するなど、参画しやすい環境づくりを進めることも重要です。

「事業所調査」によると、女性が管理職に就くことについて、「意欲と能力のある女性は、どんどん管理職についた方がよい」の割合が約7割と最も高く、一方で「現状では、管理職に就くだけの経験や能力を備えた女性が少ない」という意見もあるため、企業などへ女性登用に関する啓発や取組を行う必要があります。

また、自治会やPTA、市民団体などについては、各団体の関係課に対して理解の再認識を促し、積極的な情報提供により、団体などにおける方針決定の場への女性の参画や役員への登用を図ることが重要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①各種審議会・委員会への女性委員の登用推進	市が設置する各種審議会・委員会への女性委員の登用拡大に努めます。女性登用率が目標値に達していない審議会等においては改選時の目標値を定めるなど、目標達成に向けて計画的に取り組みます。
②ワークショップ※やパブリック・コメント※など、広聴活動の充実	市民からの意見や情報を収集し政策に反映するよう、ワークショップの開催やパブリック・コメント制度など広聴活動の充実を図ります。
③企業・各種団体への啓発や情報提供	職場における重要ポストへの女性登用例などの資料収集に努め、企業などへ情報提供を行います。
④地域活動への女性参画の促進	地域における活動において、性別にかかわらず役員就任や、活動参加ができるよう情報提供、啓発を行うとともに、仕組みを検討します。

※ ワークショップ・・・参加型体験学習。講習会などは、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受身で聞く形となるが、ワークショップでは、参加者も一緒に、そのテーマに基づいた内容について議論し、またロールプレイなどにより体験学習する。

※ パブリックコメント・・・行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。2005年6月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

(2) 就労の場における男女平等の確保【★】 ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

「事業所調査」によると、男女ともに働きやすい職場環境・風土づくりについて、課題だと感じていることは、「職場環境の改善についての従業員の要望や意見を受け入れる体制づくりについて」の割合が最も高く、次いで「特に課題を感じていない」、「性別による人事評価の是正について」、「お茶くみ、雑用など男女の役割分担意識に基づく慣行について」となっています。また、「ワークショップ」では、「働きたい職場」の姿として、子育てしながら働き続けられる環境や、再雇用などの制度の充実を求める意見以外に、現場の声が良く通る職場の雰囲気づくりや、性別ではなく個人の能力による職務の内容などを求める意見が上げられています。

職場においては、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、性別に関わらず、働きやすい職場づくりを進めることが必要です。

また、「女性活躍推進法」に基づき、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進めるとともに、結婚・出産・介護などによる女性の離職を減らし、女性の活躍を推進していくことも重要です。

また、ハローワーク恵那には多くの求人がありますが、「女性の就業意識に関する調査」によると、希望する働き方では、「一般従業員やパートタイマー」の割合が他県より高く半数に達しています。企業においては、就業を希望する女性が求める多様な勤務形態への対応が求められています。

今後の取組

施策名	施策の内容
① より良い就労環境の推進	より良い就労環境を目指すため、商工会議所や商工会、市内事業所などに対して、広報紙、ホームページ、リーフレットなどの活用により、男女共同参画に対する啓発や情報発信を行います。 また、市内事業所などが就労環境の見直しに取り組めるよう、従業員との意見交換の機会づくりや手法の情報提供に努めます。
② 求職ニーズと求人ニーズのギャップの縮小を推進	求職ニーズと求人ニーズのギャップの縮小を目指すため、求職者の多い業種の企業誘致を積極的に行うとともに、ハローワーク恵那と連携して市内企業の多様な勤務形態への対応を推進します。
③ 恵那市役所における多様な職務機会の提供	恵那市役所が率先して男女が共に活躍できる職場を実現するため、職域拡大などにより多様な職務機会を与え、計画的な育成、キャリア形成の支援を行います。

(3)「仕事と生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援【★】

現状と課題

職場での長時間労働を避けられない人が多く、仕事と生活の両立が難しくなっています。「事業所調査」によると、「仕事と生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮して、取り組んでいることについては、「時間外労働の縮減」の割合が約6割と最も高く、次いで「有給休暇の取得促進」の割合が約4割となっています。一方「特に何もしていない」の割合が約3割となっています。

また、「女性の就業意識に関する調査」によると、「仕事と家庭を両立しやすい環境の整備」や「休暇制度の柔軟な運用」などのワーク・ライフ・バランスの取組を求める女性の割合は高いため、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくことが必要です。あわせて、取組をPRすることは企業が取り組むメリットになるため、企業の取組を発信する機会を増やします。

また、市内企業に働きかけると同時に、恵那市役所内においてもワーク・ライフ・バランスを実現するための取組など、市内企業の模範となる仕組みづくりを行い、取組を情報発信していく必要があります。

今後の取組

施策名	施策の内容
①ワーク・ライフ・バランスの推進	市のホームページや広報紙及び各種メディアを活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する重要性について啓発を行います。
②企業に対する広報・啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスを進めるために、総労働時間短縮の取組についての啓発や事例などの情報提供を、企業と連携して行います。
③恵那市役所における両立支援制度の利用促進と取組の情報発信	恵那市役所が率先して子育てや介護をしながら活躍できる職場を実現するため、意識啓発などにより、両立支援制度※の利用がしやすい環境を整え、利用促進を行います。また、これらの取組を市内企業等に情報発信します。



※ 両立支援制度・・・仕事と家庭の両立を支援する制度。

(4) 家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進【★】

現状と課題

「ワークショップ」では、「不平等であると感じること」という質問に対し、自治会などの地域活動への参加は男性が多く、女性が活躍する場がないことや、子育てなど家庭生活の中で女性は家事を優先し、男性は仕事を優先してしまう意識が根強いなどの意見が出されました。「市民意識調査」においても、男女の優遇差について、「家庭生活」、「社会通念・習慣・しきたり」では、平等であると感じている人は4割にとどまり、不平等と感じていることがうかがえます。

このため、男女が共に仕事と家庭の調和を図りつつ両立し、育児や介護などについてもそれぞれの責任を果たすことができるよう、家庭における男女共同参画の取組を進める必要があります。さらに、地域での自治会活動やまちづくり活動などに男女が平等に参画し、責任を担い、心豊かな地域づくりを推進することも大切です。性別による固定的な役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女が共に地域活動に参画できるよう、誰もが地域活動などに参画しやすい環境づくりに努め、女性の積極的な参画を促進することが必要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
① 家庭生活での男女共同参画意識の育成	広報紙などのメディアの活用、セミナーなどの開催など、夫婦間や家庭生活においての男女共同参画意識の向上に向けた啓発を行います。 なお、セミナーは、夫婦間の意識のギャップの解消につながるなどの実践的な内容を実施します。
② 地域のまちづくり活動への男女共同参画の推進	多くの人々がまちづくりに参加できる雰囲気、場所づくりを行い、地域の中でお互いに支え合う取組を支援します。
③ まちづくり活動組織における女性役員の登用推進	まちづくり活動に対し、さまざまな視点の意見を多く取り入れるため、女性役員の登用について積極的に推進します。



※ 2 - (4) ワークショップ風景



（５）防災における男女共同参画 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

まちづくりや防災の分野に関しては、どちらかといえば男性が中心となって担ってきた側面がありますが、災害は性別にかかわらず襲ってきます。東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、男女共同参画の視点を防災や減災に取り入れることの重要性が認識されるようになりました。誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、男女共同参画の視点を取り入れ、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立をはじめとする地域力の強化に向けた取組が必要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①防災リーダー養成講座への参加推進	地域の関係組織を通じた情報提供や広報紙、ホームページなどを活用し、防災士を養成する防災アカデミーへの女性受講者増加を図ります。
②男女のニーズに配慮した避難所などの備蓄品の充実	避難所におけるプライバシーへの配慮や避難所での老若男女のニーズに対応した備蓄品の整備を順次行います。
③防災講演会など研修機会への参画推進	防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会などの開催に際して、自治会、まちづくり団体、女性団体、子育て団体など幅広い団体へ参加を呼びかけます。
④自主防災組織への参加促進	地域で編成される自主防災組織への積極的な参加を促します。

（６）相談窓口の充実と連携強化 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、庁内における様々な相談窓口や専門機関などとの連携を図り、相談者への支援に努めます。

今後の取組

施策名	施策の内容
①相談窓口の充実と連携強化	庁内における様々な相談窓口及び専門機関などとの連携を図り、相談者への支援に努めます。

3 安心して生活できる体制づくり

(1) 子育てに関する支援体制【★】 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

「市民意識調査」より、男女共同参画社会の実現に向けて特に力を入れるべきこととして、「保育、介護サービスなどの充実」が最も割合が高く、子育て支援に対するニーズが高くなっています。

現在、恵那市では、平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定し、市民の子育てに関するニーズに応じてさまざまな保育サービスなどの充実を図っており、男女共同参画の面からも子育てへの不安、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、子育て支援施策を推進することが求められています。また、地域で子育てを支え合う仕組みや子育てをしている保護者のネットワークづくりを進めることも重要です。

さらに、令和元年10月に実施された「幼児教育・保育の無償化」により、今後さらに保育サービスや仕事と子育てを両立するための支援に対するニーズが高まることが予想されます。企業においても、これまで以上に子育て支援のための取組が求められます。

今後の取組

施策名	施策の内容
①切れ目ない継続的な子育て支援	妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援体制を構築します。
②こども園に関する制度の充実	時間外保育や一時預かり事業など、多様なニーズに対応した保育制度の充実を図り、保育を必要とする世帯が安心して子どもを預けられるよう、こども園の充実を図ります。
③子育てと就労を両立するための支援	放課後の子どもの居場所の確保、ファミリー・サポート・センター事業による子どもの預かりなどの相互援助活動を推進し、働きながら安心して子育てできる環境をつくれます。
④地域で子育てを支える体制づくり	子ども達が異世代の人達と相互の交流を図る場所や機会の提供、「子育て支援員」など子育てに関わる人材バンクの設置、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。
⑤ワーク・ライフ・バランス推進企業のPRと登録促進	従業員の子育て支援のための取組や、意識啓発を積極的に行う企業などのPRに努めます。また、企業に対して好事例の情報提供を行うことで企業の取組を促進します。

(2)生涯にわたる心と体の健康・生きがいづくり

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となり、一人一人が心身の健康のために正しい知識や情報を入手し、主体的に行動することは、生涯を通じた健康保持・増進に必要なことです。

また、妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図ることで、市民がさまざまな活動に参画できるよう支援していくことが大切です。

誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心していきいきと暮らすことができるよう、男女の身体的特性などを踏まえ、適切な支援に取り組むとともに、人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進への支援が必要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①健康づくりのための啓発活動	市民の健康に対する意識を高めるため、広報紙やホームページ、講演会などの機会を通じて、情報を提供します。
②健康診断の充実	特定健診の受診を勧奨するとともに、健診後の保健指導を総括的かつ継続的にを行います。
③スポーツに親しむ機会の創出	ライフスタイルや年代に応じた、楽しみながらスポーツができる機会を提供します。
④コミュニティセンターを核とした「三学のまち」※の推進	コミュニティセンターを活用し、三学の精神・取組を市民に広める学びの体制を構築します。



※3- (1) パパママ学級



※3- (2) 定年塾（陶芸体験）

※ 三学のまち・・・佐藤一斎の説く「少、壮、老と生涯学び続けるまち」のこと。

(3) 高齢者や障がい者（児）への支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

一人一人が尊厳を持って生きていくことができるまちづくりのためには、様々な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境整備を進めていくことが重要です。

高齢化が進む恵那市では、高齢者の社会参加、生きがいつくり、介護予防など、あらゆる場面において男女共同参画の視点を盛り込むことが大切です。また、障がいのある人にとっても、男女それぞれのニーズの違いを踏まえた支援が求められています。

高齢者・障がい者が、個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活を送ることができるよう、一人一人の尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むことが必要です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①シルバー人材センターや壮健クラブへの支援	高齢者に対して就労の場や活躍の場を確保し生きがいつくりを進めます。
②高齢者への活躍支援	学習活動の推進や、生涯学習の場での活躍など、高齢者が知識や経験を活かして生きがいをもって活動、社会参加出来る環境づくりを推進します。
③生活、就労など多岐にわたる障がい者支援	年代にとらわれない療育や自宅以外の居場所づくりなど、障がい者福祉サービスを充実させることにより、地域社会で共生できる社会の構築を図ります。
④多様な福祉人材の確保	充実した福祉サービスの提供を図るため、ケアの担い手として多様な形で参加出来る環境整備を促進します。

（４）多様な家族形態と多様な生き方への理解と支援

現状と課題

男女共同参画社会をめざす中で、個人の自由な選択や多様な家族形態が尊重され安心して暮らせる社会づくりを目指すことが重要です。

そのため、ひとり親家庭や一人暮らし高齢者など多様な家族形態を理解し、地域で安定した暮らしができるよう、地域福祉の推進を図る必要があります。

また、女性と男性の身体機能の違いや、性的少数者（性的マイノリティ）※に対して理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を育てることが、男女平等・男女共同参画を進める上で重要です。近年では、性は多様性に富んだものであるということも示唆されています。性の問題を突き詰めていくことは、どちらか片方の性に偏ることなく一人一人の個性を尊重するという、男女共同参画の意識を育むことにもつながります。

今後の取組

施策名	施策の内容
①地域で支え合える体制づくり	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域コミュニティの活性化と相互扶助機能の向上を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
②ひとり親家庭への経済支援及び自立支援	ひとり親世帯の市民税課税状況に応じて、こども園、保育園の保育料の軽減措置を図ります。また自立に向け、入園の際は保育の優先利用を考慮します。
③性的マイノリティに対する知識の育成と理解の促進	広報紙などのマスメディアを活用し、同姓愛者、両性愛者、性同一性障害者などの性的少数者に関する知識の情報提供を行い、差別のない社会を目指します。

※ 性的少数者（性的マイノリティ）・・・LGBTと言われるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）などの人々の総称こと。

（５）多様な文化への理解と交流の促進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現状と課題

一人一人が安心して暮らすためには、文化や国籍の違いにとらわれず、互いに理解し合うことが大切です。そのためには、恵那市における歴史や文化を学ぶことで自らの住む地域について知ることはもちろん、様々な異なる文化やそれに伴う習慣を知ること、心の豊かさを育みながら、異なることから生じる心の壁をなくしていくことが重要です。

また、市内在住の外国籍を持つ方の中には、日本語に不慣れであるために生活や子育てなどの面で配慮が必要な方が少なくありません。恵那市に住む方が、国籍にかかわらず安心して生活できるよう、日本語を学習する機会の提供や、就労や市民生活に関する相談窓口の整備、情報提供に努めるなど、多文化共生社会への取組を推進していくことも大切です。

今後の取組

施策名	施策の内容
①伝統文化・芸能の継承及び故郷学習の推進	地元の歴史・文化について学ぶ機会を設け、後世に継承することに努めます。また、故郷学習など故郷愛を育む取組を行います。
②多文化共生社会に対応した支援	関係団体との連携のもと、在住外国人の現状把握を図るとともに、多文化への理解と共生を推進していきます。
③国際理解のための教育の推進	学校教育における語学教育、多文化に触れ合う機会の提供により、児童・生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の育成を図ります。
④在住外国人への支援	関係団体との連携のもと、にほんご教室の開催や、生活情報の多言語化など、在住外国人の生活に関する支援に努めます。



※３－（５）ワールドカフェ



（６）女性の職業生活における活躍に関する支援体制【★】

現状と課題

男女共同参画社会や女性活躍社会を目指す中では、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに多様な生き方、働き方を実現できる社会を目指すことが重要です。

現在、女性の出産、子育て期の就業率の低下は年々小さくなりつつありますが、男性の就業率と比較すると依然として低い状況となっており、働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況です。

少子高齢化や人口減少における労働力不足の懸念や、人材の多様性（ダイバーシティ）の確保の観点からも女性の活躍に向けて早急に取り組む必要があります。

今後の取組

施策名	施策の内容
①女性活躍の意識啓発	広報紙やホームページなどを活用して、働く場で活躍する身近な女性ロールモデルや情報発信を行います。
②女性の就業・再就職の支援	女性が社会に出る際の不安を減らすため、恵那くらしビジネスサポートセンターによる、女性の就業・再就職に関する相談対応・セミナーの開催や、ハローワークが開催するセミナーの情報提供による支援を行います。



※３－（６）働く女性



第5章

プランの推進

1 推進体制

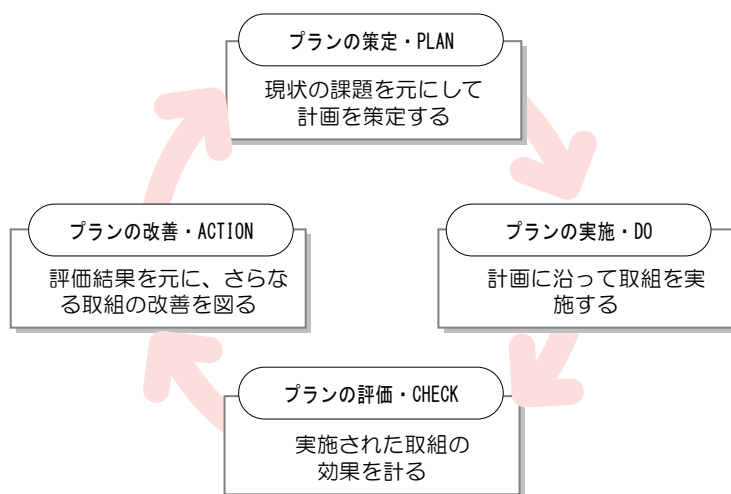
男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、市関係部署の連携を強化します。

また、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体などが連携し、本プランに基づいた取組を様々な場面で展開していくことが必要です。このため、意見調整や提言などを行う住民代表機関である恵那市男女共同参画プラン推進会議の設置など、住民の参画を広く求め、共に協力して推進していきます。

2 プランの進行管理と評価の実施

本プランをより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。このため、本プランに位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況の確認を行うことで、市職員における男女共同参画意識の向上を図るとともに、年次ごとにこのプランの進捗状況をチェックします。進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（策定）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

そして、恵那市の男女共同参画プランを推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進会議に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの管理を進めます。



3 目標指数

基本目標 1 意識づくり

	指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (令和 7 年度)
1	仕事と家庭（家事・育児・介護など）における男女の役割について、「仕事も家庭も男女で共に行う」と考える割合	76.3%	80%
2	家庭生活における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	21.5%	50%
3	職場での待遇における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	14.7%	50%
4	地域活動の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	29.4%	50%
5	学校教育の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	50.2%	75%
6	法律や制度上における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	33.5%	50%
7	社会通念・習慣・しきたりにおける男女の優遇差について、平等であると考えている割合	13.4%	50%
8	政治の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	12.2%	50%
9	社会全体における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	12.4%	50%

基本目標 2 環境づくり

	指標	当初値 (平成 26 年度)	目標値 (令和 7 年度)
1	市が設置する各種審議会・委員会への女性登用率	23.0%	40%
2	企業におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組の実施割合	70.8%	80%
3	防災リーダー養成講座への女性参加者数	9 人	13 人

基本目標 3 安心して生活できる体制づくり

	指標	当初値 (平成 26 年度)	目標値 (令和 7 年度)
1	市内こども園及び保育園における未満児保育の受入数	267 人	312 人 (H31 年目標) ※1
2	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	29 企業	100 企業
3	特定健診受診率	38.0%	70% (R5 年目標) ※2

※1 「恵那市子ども・子育て支援事業計画」(平成 27 年策定) 目標値

※2 「第 3 期特定健康診査等実施計画」(平成 30 年策定) 目標値



参考資料

1 恵那市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現に向けて恵那市男女共同参画プランを策定するため、恵那市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 恵那市男女共同参画プランの策定に関する事項。
- （2） その他前条の目的を達成するために必要な事項

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（組織）

第3条 委員会は、市長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 団体の代表者
- （3） 公募による市民
- （4） その他市長が必要と認めた者

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（任期）

第4条 委員の任期は、恵那市男女共同参画プランの策定が終了するまでとする。

全部改正〔平成27年まち5424号〕

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（部会）

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

一部改正〔平成27年まち5424号〕

（関係者の出席）

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

一部改正〔平成26年総務28773号・27年まち5424号・29年総務23819号〕

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

一部改正〔平成27年まち5424号〕

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日総務第28773号）

この決裁は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月17日まち第5424号）

この決裁は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日総務第23819号）

この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

2 恵那市男女共同参画プラン策定委員会名簿

■オブザーバー

氏 名	性別	所 属
神谷 裕子	女	中京学院大学（経営学部経営学科 教授）

■委 員

（敬称略）

番号	氏 名	性別	所 属	役職
1	坪井 弥栄子	女	「男女のわ」ネットワーク	委員長
2	足立 伊公子	女	子育て支援ネットワークえな	副委員長
3	佐藤 暁彦	男	市民公募委員	副委員長
4	伊藤 正明	男	「男女のわ」ネットワーク	委 員
5	亀井 邦子	女	「男女のわ」ネットワーク	委 員
6	林 千尋	女	「男女のわ」ネットワーク	委 員
7	高柳 淑子	女	「男女のわ」ネットワーク	委 員
8	水野 チト子	女	「男女のわ」ネットワーク	委 員
9	鎌田 基予子	女	恵那市教育委員会委員	委 員
10	林 富美枝	女	恵那商工会議所 女性会	委 員
11	市川 祥子	女	恵那青年会議所	委 員
12	奥村 ひとみ	女	人権擁護委員	委 員
13	山田 英明	男	恵那市社会福祉協議会	委 員
14	渡邊 熙之	男	岐阜県身体障害者福祉協会 恵那支部	委 員
15	松永 晴美	女	恵那市国際交流協会	委 員
16	牧野 香	女	市民公募委員	委 員

3 恵那市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成28年6月17日告示第113号

（趣旨）

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現を目指し、恵那市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）プランの推進に関すること。
- （2）プランの見直しに関すること。
- （3）その他男女共同参画施策の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）団体の代表者
- （2）公募による市民
- （3）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成30年告示28号〕

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

一部改正〔平成29年告示44号の1〕

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第44号の1）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日告示第28号）

この告示は、平成30年7月25日から施行する。

4 恵那市男女共同参画プラン推進委員会名簿

■委 員

(敬称略)

番号	氏 名	所 属	役職
1	坪井 弥栄子	恵那市地域自治区会長会議	会 長
2	伊藤 正明	「男女のわ」ネットワーク	副会長
3	亀井 邦子	「男女のわ」ネットワーク	委 員
4	太田 礼子	まちづくり団体 (えなナリワイプロジェクト)	委 員
5	村松 訓子	恵那市教育委員会	委 員
6	秋山 真一	恵南商工会推薦企業 (明知ガイシ㈱)	委 員
7	奥村 ひとみ	中津川人権擁護委員協議会 恵那市地区部会	委 員
8	紀岡 伸征	恵那市社会福祉協議会	委 員
9	曽我 守一	恵那市PTA連合会	委 員
10	伊東 靖英	恵那市壮健クラブ	委 員
11	成瀬 あい	恵那市国際交流協会	委 員

■オブザーバー

(敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	加藤 久徳	恵那くらしビジネスサポートセンター ビジネス相談専門家
2	吉田 恵	恵那公共職業安定所

5 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78条）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他

必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）略

附則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）略

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6 岐阜県男女が平等に人として尊敬される男女 共同社会づくり条例（平成15年岐阜県条例第49号）

目次

前文

第1章基本的な考え方など（第1条～第8条）

第2章男女共同参画を進めるために必要な施策（第9条～第19条）

第3章岐阜県男女共同参画21世紀審議会（第20条～第27条）

第4章その他（第28条）

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされる、ふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章基本的な考え方など

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民及び事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

- 一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。
- 三 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- 五 県民、事業者その他の団体及び市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

- 2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えること及び性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

- 2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

- 3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の続をとります。

- 一 県民及び事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

- 二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めたときは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育及び県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集及び分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第 13 条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第 14 条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第 15 条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第 16 条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。一男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。二県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。一その活動に役立つ情報を提供すること。二その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第 17 条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年 11 月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第 18 条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見及び相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。一男女共同参画を進めるための施策に関する事二性別による人権侵害 2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画 21 世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第 19 条 知事は、毎年 1 回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更
- 三 県民などからの苦情などに対する対応
- 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第 26 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。(会長への委任)第 27 条この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第 4 章 その他

(委任)

第 28 条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附則

この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行します。ただし、第 9 条第 2 項(第 2 号に係る部分に限ります。)、第 18 条第 2 項及び第 3 章の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 次 恵那市男女共同参画プラン・恵那市女性活躍推進計画

平成28年4月

令和2年3月改訂

発行：恵那市 企画課

〒509-7201 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL：0573-26-2111(代表)

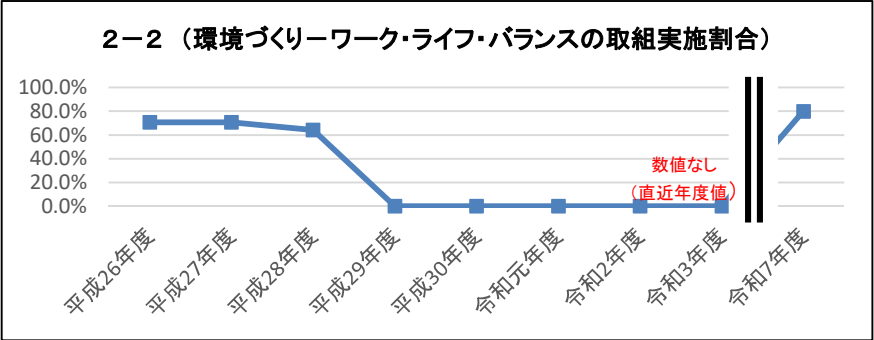
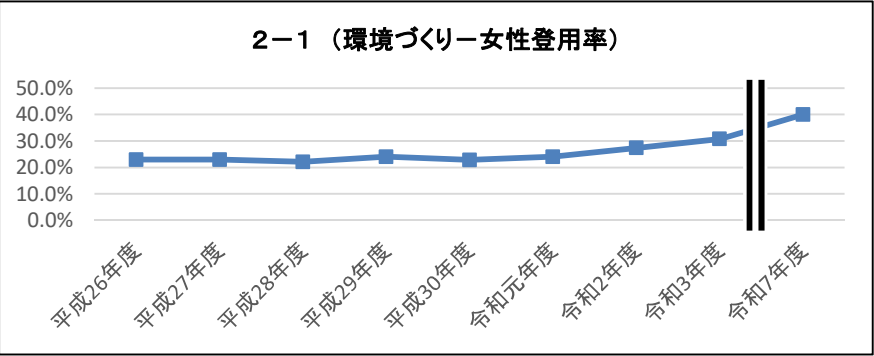
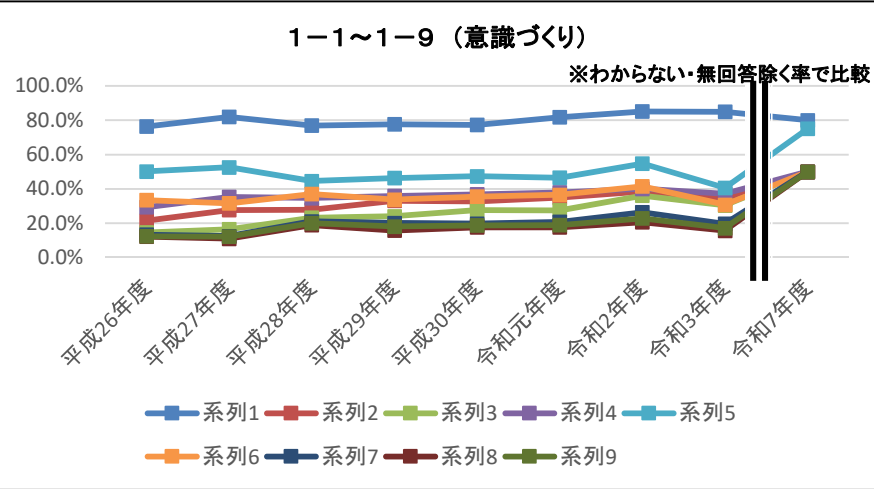
FAX：0573-25-6150(代表)

基本目標1 意識づくり

表の見方:

目標指数	備考
達成率	

	指標	当初値		実績値（直近２年度）				目標値		数値 出典元	
		平成26年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			令和7年度
1	「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」と考える割合	76.3%	わからない・無回答を除く80.6%	81.8%	わからない・無回答を除く86.5%	85.1%	わからない・無回答を除く85.1%	85.0%	わからない・無回答を除く87%	80%	市民意識調査【企画課】
		95.38%		102.25%		106.38%		106.25%			
2	家庭生活における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	21.5%	わからない・無回答を除く27.5%	35.0%	わからない・無回答を除く43.6%	38.5%	わからない・無回答を除く42.3%	34.3%	わからない・無回答を除く40.3%	50%	〃
		43.00%		70.00%		77.00%		68.60%			
3	職場での待遇における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	14.7%	わからない・無回答を除く19%	27.6%	わからない・無回答を除く39.7%	36.1%	わからない・無回答を除く43.2%	30.4%	わからない・無回答を除く42.5%	50%	〃
		29.40%		55.20%		72.20%		60.80%			
4	地域活動の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	29.4%	わからない・無回答を除く40.2%	38.0%	わからない・無回答を除く53.2%	40.1%	わからない・無回答を除く49.6%	37.2%	わからない・無回答を除く49.5%	50%	〃
		58.80%		76.00%		80.20%		74.40%			
5	学校教育の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	50.2%	わからない・無回答を除く74.4%	46.6%	わからない・無回答を除く81.0%	54.7%	わからない・無回答を除く79.5%	40.6%	わからない・無回答を除く76.6%	75%	〃
		66.93%		62.13%		72.93%		54.13%			
6	法律や制度上における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	33.5%	わからない・無回答を除く48.3%	36.6%	わからない・無回答を除く57.4%	41.5%	わからない・無回答を除く54.8%	30.8%	わからない・無回答を除く44.6%	50%	〃
		67.00%		73.20%		83.00%		61.60%			
7	社会通念・習慣・しきたりにおける男女の優遇差について、平等であると考えている割合	13.4%	わからない・無回答を除く18.3%	20.8%	わからない・無回答を除く28.8%	26.4%	わからない・無回答を除く30.4%	19.7%	わからない・無回答を除く24.8%	50%	〃
		26.80%		41.60%		52.80%		39.40%			
8	政治の場における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	12.2%	わからない・無回答を除く16.4%	17.7%	わからない・無回答を除く24.8%	20.7%	わからない・無回答を除く24.0%	15.7%	わからない・無回答を除く20.5%	50%	〃
		24.40%		35.40%		41.40%		31.40%			
9	社会全体における男女の優遇差について、平等であると考えている割合	12.4%	わからない・無回答を除く16.7%	19.0%	わからない・無回答を除く25.7%	22.9%	わからない・無回答を除く26.3%	17.2%	わからない・無回答を除く21.6%	50%	〃
		24.80%		38.00%		45.80%		34.40%			



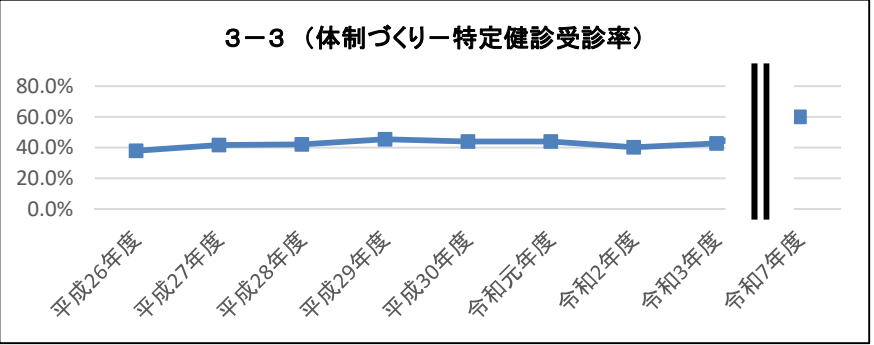
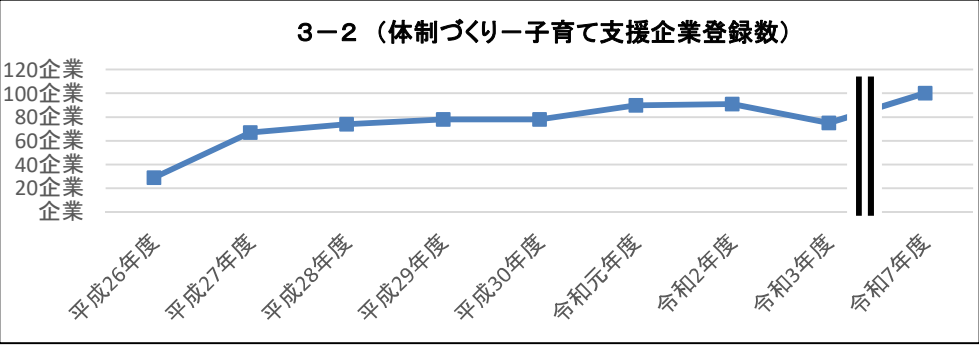
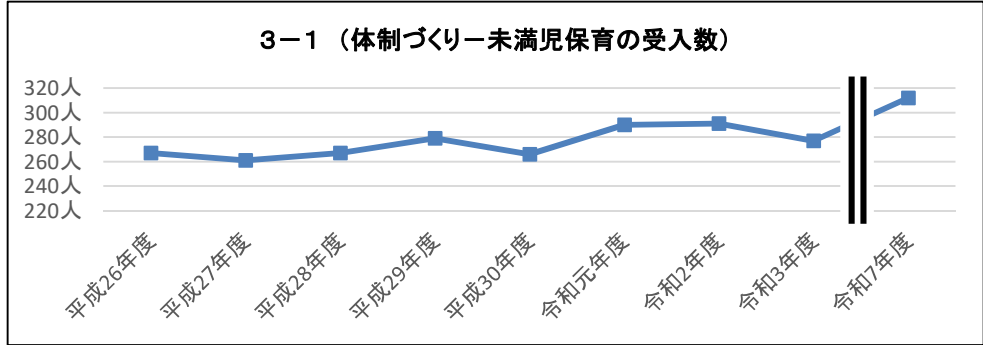
基本目標2 環境づくり

	指標	当初値		実績値（直近2年度）				目標値		数値 出典元	
		平成26年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			令和7年度
1	市が設置する各種審議会・委員会への女性登用率	23.0%	361/1567人 (H27.4.1時点)	24.09%	291/1208人	27.36%	293/1071人	30.76%	331/1076人	40%	女性の登用率調査 （各年度4.1時点）【企画課】
		57.50%		60.23%		68.40%		76.90%			
2	企業におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組の実施割合	70.8%	特に何もしていない27.0%、無回答2.2% (H27男女プラン策定時調査)	—	企業調査 実施なし	—	企業調査 実施なし	—	企業調査 実施なし	80%	企業の雇用等に関する意向調査【商工課】
		88.50%		—		—		—			
3	防災リーダー養成講座への女性参加者数	9人	9/44人	13人	13/41人	18人	18/38人	12人	12/43人	13人	【危機管理課】
		69.23%		100.00%		138.46%		92.31%			

基本目標3 安心して生活できる体制づくり

	指標	当初値		実績値（直近２年度）				目標値		数値 出典元	
		平成26年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			令和7年度
1	市内こども園及び保育園における未満児保育の受入数	267人	H27.3.31現在	290人	R2.3.1現在	291人	R3.3.1現在	277人	R4.3.1現在	312人	恵那市子ども・子育て支援事業計画【幼児教育課】
		85.58%		92.95%		93.27%		88.78%		H31年目標※1	
2	岐阜県岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	29企業	—	90企業	R2.3末時点	91企業	R3.3末時点	77企業	R4.3末時点	100企業	【岐阜県子ども・女性局女性の活躍推進課】
		29.00%		90.00%		91.00%		77.00%			
3	特定健診受診率	38.00%	—	44.0%	—	40.2%	—	42.7%	R4.8確定値	60%	第2期特定健診等実施計画【保健年金課】
		63.33%		73.33%		67.00%		71.17%		H29年目標※2	

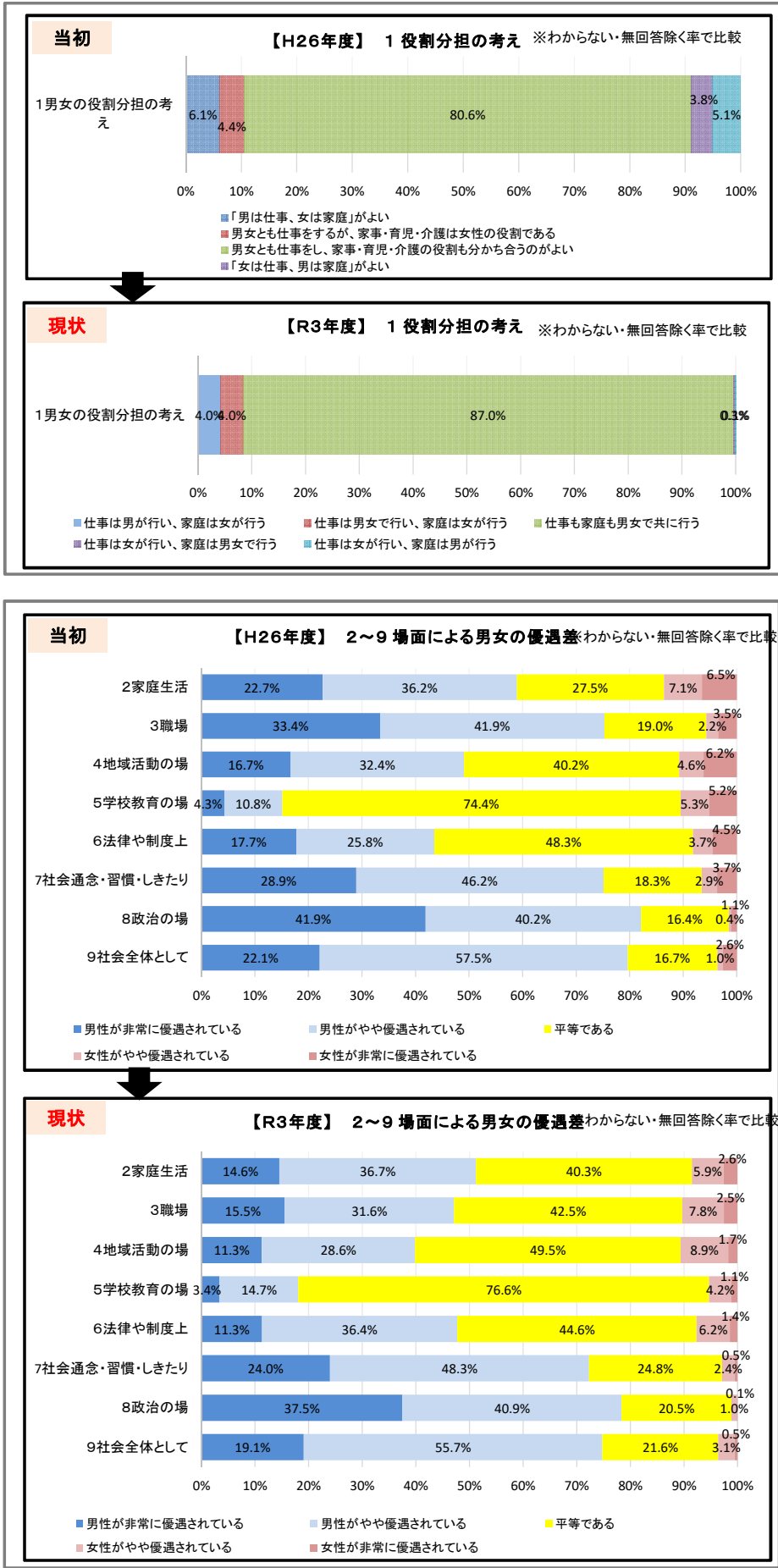
※1 「恵那市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年策定）目標値、※2 「第2期特定健診等実施計画」（平成25年策定）目標値



第2次恵那市男女共同参画プラン 目標指標の達成状況(基本目標1意識づくり詳細)_令和3年度実績

基本目標1 意識づくり

	指標	回答	当初値			実績値(直近2年度)									目標値
			平成26年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			
			件数	率(目標指数用)	率(わからない・無回答除)	件数	率(目標指数用)	率(わからない・無回答除)	件数	率(目標指数用)	率(わからない・無回答除)	件数	率(目標指数用)	率(わからない・無回答除)	
1	「男性は仕事、女性は家庭」という考えについて、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」と考える割合	仕事は男が行い、家庭は女が行う	84	5.8%	6.1%	76	6.4%	6.7%	90	6.5%	6.5%	61	3.9%	4.0%	80%
		仕事は男女で行い、家庭は女が行う	60	4.1%	4.4%	30	2.5%	2.7%	44	3.2%	3.2%	61	3.9%	4.0%	
		仕事も家庭も男女で共に行う	1,107	76.3%	80.6%	974	81.8%	86.5%	1,174	85.1%	85.1%	1,340	85.0%	87.0%	
		仕事は女が行い、家庭は男女で行う	—	—	—	1	0.1%	0.1%	3	0.2%	0.2%	5	0.3%	0.3%	
		仕事は女が行い、家庭は男が行う	52	3.6%	3.8%	0	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	2	0.1%	0.1%	
		その他	70	4.8%	5.1%	45	3.8%	4.0%	69	5.0%	5.0%	72	4.6%	4.7%	
		無回答	78	5.4%	—	64	5.4%	—	—	0.0%	—	35	2.2%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	
2	家庭生活における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	257	17.7%	22.7%	127	10.7%	13.3%	171	12.4%	13.70%	195	12.4%	14.6%	50%
		男性がやや優遇されている	411	28.3%	36.2%	334	28.1%	34.9%	432	31.3%	34.40%	493	31.3%	36.7%	
		平等である	312	21.5%	27.5%	417	35.0%	43.6%	531	38.5%	42.30%	541	34.3%	40.3%	
		女性がやや優遇されている	80	5.5%	7.1%	65	5.5%	6.8%	83	6.0%	6.60%	79	5.0%	5.9%	
		女性が非常に優遇されている	74	5.1%	6.5%	14	1.2%	1.5%	37	2.7%	3.00%	35	2.2%	2.6%	
		わからない	91	6.3%	—	93	7.8%	—	126	9.1%	—	139	8.8%	—	
		無回答	226	15.6%	—	140	11.8%	—	—	0.0%	—	95	6.0%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.00%	1,576	100.0%	100.00%	
3	職場での待遇における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	375	25.8%	33.4%	106	8.9%	12.8%	159	11.5%	13.70%	175	11.1%	15.5%	50%
		男性がやや優遇されている	471	32.5%	41.9%	316	26.6%	38.2%	389	28.2%	33.70%	356	22.6%	31.6%	
		平等である	214	14.7%	19.0%	329	27.6%	39.7%	498	36.1%	43.20%	479	30.4%	42.5%	
		女性がやや優遇されている	25	1.7%	2.2%	59	5.0%	7.1%	75	5.4%	6.50%	88	5.6%	7.8%	
		女性が非常に優遇されている	39	2.7%	3.5%	18	1.5%	2.2%	33	2.4%	2.90%	28	1.8%	2.5%	
		わからない	84	5.8%	—	167	14.0%	—	226	16.4%	—	229	14.5%	—	
		無回答	243	16.7%	—	195	16.4%	—	—	0.0%	—	221	14.0%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.00%	1,576	100.0%	100.00%	
4	地域活動の場における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	178	12.3%	16.7%	61	5.1%	7.2%	116	8.4%	10.4%	134	8.5%	11.3%	50%
		男性がやや優遇されている	345	23.8%	32.4%	237	19.9%	27.9%	355	25.7%	31.8%	339	21.5%	28.6%	
		平等である	428	29.5%	40.2%	452	38.0%	53.2%	553	40.1%	49.6%	586	37.2%	49.5%	
		女性がやや優遇されている	49	3.4%	4.6%	83	7.0%	9.8%	80	5.8%	7.2%	106	6.7%	8.9%	
		女性が非常に優遇されている	66	4.5%	6.2%	16	1.3%	1.9%	11	0.8%	1.0%	20	1.3%	1.7%	
		わからない	143	9.9%	—	190	16.0%	—	265	19.2%	—	276	17.5%	—	
		無回答	242	16.7%	—	151	12.7%	—	—	0.0%	—	115	7.3%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.00%	1,576	100.0%	100.00%	
5	学校教育の場における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	42	2.9%	4.3%	24	2.0%	3.5%	28	2.0%	3.0%	28	1.8%	3.4%	75%
		男性がやや優遇されている	106	7.3%	10.8%	63	5.3%	9.2%	102	7.4%	10.7%	123	7.8%	14.7%	
		平等である	729	50.2%	74.4%	554	46.6%	81.0%	755	54.7%	79.5%	640	40.6%	76.6%	
		女性がやや優遇されている	52	3.6%	5.3%	31	2.6%	4.5%	57	4.1%	6.0%	35	2.2%	4.2%	
		女性が非常に優遇されている	51	3.5%	5.2%	12	1.0%	1.8%	8	0.6%	0.8%	9	0.6%	1.1%	
		わからない	213	14.7%	—	300	25.2%	—	430	31.2%	—	501	31.8%	—	
		無回答	258	17.8%	—	206	17.3%	—	—	0.0%	—	240	15.2%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	
6	法律や制度上における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	178	12.3%	17.7%	55	4.6%	7.2%	87	6.3%	8.4%	123	7.8%	11.3%	50%
		男性がやや優遇されている	259	17.8%	25.8%	215	18.1%	28.3%	315	22.8%	30.1%	396	25.1%	36.4%	
		平等である	485	33.4%	48.3%	436	36.6%	57.4%	573	41.5%	54.8%	485	30.8%	44.6%	
		女性がやや優遇されている	37	2.5%	3.7%	42	3.5%	5.5%	55	4.0%	5.3%	68	4.3%	6.2%	
		女性が非常に優遇されている	45	3.1%	4.5%	12	1.0%	1.6%	15	1.1%	1.4%	16	1.0%	1.4%	
		わからない	194	13.4%	—	244	20.5%	—	335	24.3%	—	337	21.4%	—	
		無回答	253	17.4%	—	186	15.6%	—	—	0.0%	—	151	9.6%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	
7	社会通念・習慣・しきたりにおける男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	308	21.2%	28.9%	157	13.2%	18.2%	217	15.7%	18.2%	299	19.0%	24.0%	50%
		男性がやや優遇されている	492	33.9%	46.2%	427	35.9%	49.6%	574	41.6%	48.0%	604	38.3%	48.3%	
		平等である	195	13.4%	18.3%	248	20.8%	28.8%	364	26.4%	30.4%	310	19.7%	24.8%	
		女性がやや優遇されている	31	2.1%	2.9%	26	2.2%	3.0%	29	2.1%	2.4%	30	1.9%	2.4%	
		女性が非常に優遇されている	39	2.7%	3.7%	3	0.3%	0.3%	12	0.9%	1.0%	6	0.4%	0.5%	
		わからない	139	9.6%	—	159	13.4%	—	184	13.3%	—	202	12.8%	—	
		無回答	247	17.0%	—	170	14.3%	—	—	0.0%	—	125	7.9%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	
8	政治の場における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	451	31.1%	41.9%	225	18.9%	26.4%	330	23.9%	27.7%	452	28.7%	37.5%	50%
		男性がやや優遇されている	433	29.8%	40.2%	402	33.8%	47.2%	555	40.2%	46.6%	493	31.3%	40.9%	
		平等である	177	12.2%	16.4%	211	17.7%	24.8%	286	20.7%	24.0%	247	15.7%	20.5%	
		女性がやや優遇されている	4	0.3%	0.4%	10	0.8%	1.2%	17	1.2%	1.4%	13	0.8%	1.0%	
		女性が非常に優遇されている	12	0.8%	1.1%	4	0.3%	0.5%	3	0.2%	0.3%	2	0.1%	0.1%	
		わからない	131	9.0%	—	167	14.0%	—	189	13.8%	—	244	15.5%	—	
		無回答	243	16.7%	—	171	14.4%	—	—	0.0%	0.0%	125	7.9%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	
9	社会全体における男女の優遇差について、平等であるとする割合	男性が非常に優遇されている	238	16.4%	22.1%	125	10.5%	14.2%	198	14.3%	16.5%	240	15.2%	19.1%	50%
		男性がやや優遇されている	619	42.7%	57.5%	489	41.1%	55.7%	636	46.1%	52.9%	700	44.4%	55.7%	
		平等である	180	12.4%	16.7%	226	19.0%	25.7%	316	22.9%	26.3%	271	17.2%	21.6%	
		女性がやや優遇されている	11	0.8%	1.0%	29	2.4%	3.3%	40	2.9%	3.3%	39	2.5%	3.1%	
		女性が非常に優遇されている	28	1.9%	2.6%	9	0.8%	1.0%	12	0.9%	1.0%	6	0.4%	0.5%	
		わからない	143	9.9%	—	150	12.6%	—	178	12.9%	—	199	12.6%	—	
		無回答	232	16.0%	—	162	13.6%	—	—	0.0%	—	121	7.7%	—	
		合計	1,451	100.0%	100.0%	1,190	100.0%	100.0%	1,380	100.0%	100.0%	1,576	100.0%	100.0%	



令和3年度 恵那中央出張所を活用した女性活躍の取り組みについて

- ・両立不安に関する座談会やアンケートの実施 (P.3～P.6)
- ・岐阜県の協力による「子育てと就労に関する講座・相談会」の実施
- ・ママのリフレッシュ講座、父子による料理講座、親子のクラフト講座等の実施
- ・えなえーる講座の講師登録の制度により、講師未経験の方による講座開催等、女性のチャレンジ支援を実施

	実施日	イベント名	実施主体	参加
1	4/1～5/30	「両立って大変？困りごと教えて」アンケート実施	えなえーる	22
2	5/30	みそ玉とばくだんおにぎりを作ろう (父子向け・男性の育児参加)	えなえーる	5
3	8/26	【コロナ中止】子育てと就労の相談会	岐阜県・恵那市	-
4	8/8、15、	折り紙万華鏡づくり	えなえーる	31
5	8/15	石鹸作り (子ども向け)	えなえーる	20
6	9/30	【コロナ中止】子育てと就労の相談会	岐阜県・恵那市	-
7	10/28	第3回 子育てと就労の相談会	岐阜県・恵那市	5
8	10/31	【コロナ中止】石鹸づくり	えなえーる	-
9	11/18	第4回 子育てと就労の相談会	岐阜県・恵那市	3
10	11/20	親子 絵付け体験	えなえーる	37
11	11/27	プチ座談会	えなえーる	5
12	随時	こども向け講座 石鹸教室	えなえーる	15
13	11/22～29	トナカイベンチ設置	えなえーる & 曾我木材工業	26
14	12/4	クリスマススワッグ作り	えなえーる	8
15	12/17	クラフトテープで作るお正月リース	えなえーる (登録講師)	6
16	12/18	クリスマスオーナメントづくり	えなえーる & 曾我木材工業	25
17	12/18	親子 絵付け体験	えなえーる	7
18	12/22	太極拳講座 (女性・ママ向け)	えなえーる (登録講師)	4
19	1/15	生前整理講座 (女性講師チャレンジ)	えなえーる (登録講師)	5
20	3/10	コーヒー講座 (ママ向け)	えなえーる (登録講師)	5
21	3/15	高校生対象企業説明会、職業体験会	恵那くらしビジネスサポートセンター	8
22	3/23	太極拳講座 (女性・ママ向け)	えなえーる (登録講師)	5
23	3/27	こどもの前髪カット講座	えなえーる (登録講師)	12

《令和3年度に開始》

- ・えなえーる講座 講師登録制度

《令和4年度に開始》

乳幼児の親子向けの講座や交流の場の充実

- ・ひよこっこひろば（子ども元気プラザ）
- ・ひよこっこ測定（赤ちゃんの身長体重測定会）
- ・もぐもぐタイム（食育講座）



父子によるおにぎり教室



岐阜県による就労と子育ての講座



講師チャレンジ（生前整理講座）

仕事と家事や育児のこと
集まって話そう！

えなえーる
プチ座談会開催

両立どうする？
どうしてる？

現在育休中などで、これから共働きが始まる方。これからお仕事を探し始める方。
仕事のことや家庭のこと、共働きの不安や疑問について一緒に話しましょう。

日にち 11月27日(土)
時間 11時の0分から(1時間程度)
定員 5名
参加費 無料
★子ども連れOK 途中退席OK
★窓口または電話でお申込みください

子どもと一緒に
OK♡
リフレッシュ
に来てね

内容

- ・先輩パパママの一日をみてみよう
 - ・働くことや両立に関する質問コーナー他
- ☆ファシリテーター
恵那くらしビジネスサポートセンター
新井麻美さん



お友達同士の集まりのように
気軽に交流する機会になるといいな

えなえーる 恵那中央出張所 えなえーる 25-5070

「仕事と子育ての両立どうしてる？」
アンケートのご協力をお願い

仕事と子育てや家事に忙しい日々を過ごしているパパやママ。一日の時間をどのように使っているのか教えてください。これから共働きが始まるパパやママの参考にさせていただきます。ご協力お願いいたします。

※食事・掃除・洗濯・子供の送迎などについてご記入ください

一日のスケジュール 平日

パパ

ママ

5:00
6:00
7:00
8:00
9:00
10:00
11:00
12:00
1:00
2:00
3:00
4:00
5:00
6:00
7:00
8:00
9:00
10:00
11:00

家族構成

時間のやりくりなど
工夫していること

恵那中央出張所 えなえーる

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Aさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00	起床	起床・自由時間 洗濯・干し 朝食準備	夫、妻 子供(4人)
7:00	朝食 ゴミ捨て(集めるところから)	朝食	高3、高1、中1、小3
8:00	子どもの送迎と出勤	子どもの送迎と出勤	
9:00			
10:00			
11:00			
12:00		昼休みに一時帰宅 朝食の片付けや洗濯干し残り	
13:00			両立の工夫など ・食事の準備は主に夫、 片付けは妻
14:00			・子どもは風呂掃除を担 当
15:00	仕事	仕事	・洗濯物をたたむまでは 大人がやり、子どもは自 分の服の収納を行う
16:00			・掃除機掛けは休日に集 中
17:00			・妻は早朝に自由時間を 確保(読書など)
18:00		洗濯もの取り込み 洗濯ものたたみ	・月1回は夕食に外食ま たはお持ち帰り
19:00	夕食準備・夕食 入浴	夕食 子どもの宿題、プリント確認	
20:00	子どもとだんらん(テレビなど)	入浴	
21:00	子どもの寝かしつけ	子どもの寝かしつけ・就寝	
22:00	自由時間		

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Bさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00	起きる 朝食作る、食べる、ゴミ出し	起きる(子どもが寝てれば、調理) (できれば夕食の準備)	夫 私(妻)
7:00	出勤		長女小5 次女小2
8:00		出勤	三女1歳2か月
9:00			
10:00			
11:00			
12:00		昼休みに余裕があれば買い物、図書館	
13:00			両立の工夫など ・私がやらなかった(でき なかった)ら、夫がやるよ うになった。
14:00			・子ども(特に小5)が戦 力になる(夕飯の米と ぎ、未っ子の風呂、未っ 子の子守)
15:00			・夕飯も一汁一菜(カ レー、親子丼、唐揚げ、野 菜炒め)+味噌汁を自分 に許可する
16:00			
17:00	草刈り、田んぼ等	未っ子の相手、夕飯づくり、	・鶏肉は塩こうじに漬け ていつでもから揚げでき るようにする
18:00	食器洗い	食べる	・洗濯物はたたまなくて もいい枚数で着まわす
19:00		風呂 洗濯機回す	
20:00	子どもと洗濯干す 明日の米を研ぐ		・夜に洗濯する。バスタ オルは使わない(場所とる から)
21:00	フリータイム	就寝(寝落ちしなければフリータイム)	
22:00			

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Cさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00			夫、妻、 子供2人（中3、小5）
	子供の水道、朝食準備	夕食の下準備	
7:00	朝食 ゴミ捨て（部屋のゴミを集めるところから）	朝食。朝食片付け 出勤準備	
8:00			
9:00			
10:00			
11:00			
12:00	仕事	仕事	商売の工夫など
13:00		昼休みに余裕があれば買い物	
14:00			・朝、夕食の下準備をする （野菜を切る、肉を漬け込む など）
15:00			夕食の下ごしらえが出来て いない日は、総菜を一品以上 買う。
16:00			・最後にお風呂に入った人 がお風呂を洗っておく。
17:00			・洗濯は夜、干すのは全員で やる。
18:00		夕食準備・夕食（血洗いは各自または子供）	・洗濯物は洋服はハンガー にかけたままラックへ移動。 下着以外はたたまなくて OK
	夕食	洗濯物たたみ（子供がいるときは子供がやる）	
19:00	塾送り	部屋の片づけ（子供も片付けタイム） 学校のプリント確認、宿題の音読を聞く 塾迎え	・掃除道具をいろんなところ に置く。（ワイパーとかほう うきとか）気付いたときに 掃除をする。
20:00	お風呂	お風呂・お風呂掃除・脱衣所掃除	・完璧は目指さない。
	掃除（リビング）		・人がやった家事に口を出 さない。（洗濯物の干し方な ど）
	洗濯（干すのは家族全員参加）	洗濯（干すのは家族全員参加）	
21:00	自由時間	自由時間	
22:00			

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Dさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00	起床 お弁当作り・朝食	起床 お弁当作り	夫、妻、 子供1人（2歳）
7:00		朝食・朝食片付け 出勤準備・保育園準備	
8:00		子供を保育園に送る・通勤	
9:00			
10:00			
11:00	仕事	仕事	商売の工夫など
12:00			・お弁当作りは各自で行 う
13:00			・定番の食材は宅配で注文 （特に重いもの）
14:00			・子供の夕飯は事前にスト ックしてあるおかずを使 う
15:00			・朝は忙しいのでパンが メイン
16:00		子供の迎え 夕食準備・子供はテレビタイム 時間があれば洗濯・風呂洗い	・休みの日におかずを作 り置き。お弁当の食材も ある程度準備しておく
17:00			・土日にまとめて掃除す る
18:00	通勤・帰宅	子供と遊ぶ	・保育園準備（連絡ノ ート作成・持ち物準備）は 夜に必ず行う
	夕食	夕食	・ゴミ捨ては夫担当
19:00		お風呂 次の日の保育園準備	
20:00	皿洗い・子供と遊ぶ 子供とお風呂・部屋片づけ	子供寝かしつけ	
21:00	自由時間	自由時間	
22:00		就寝	

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Eさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00		朝食準備、お弁当、洗濯	夫、妻、 子供2人（中3、小6）
7:00		朝食、片付 出勤準備	
8:00			
9:00			
10:00			
11:00			
12:00	仕事	仕事	商売の工夫など
13:00			
14:00			
15:00			
16:00			
17:00			
18:00	買物、夕食準備		・乾いた洗濯物は、各自ハン ガーから外して部屋に持ち 込む。 ・玄関掃除は週末のみ。子 どもが担当。
19:00	夕食 片付 お風呂	夕食 その他片付	
20:00	自由時間	お風呂	
		洗濯	
21:00		学校のプリント確認等	
22:00			

「仕事と子育ての両立どうしてる？」アンケート回答

Fさん

共働きパパママの一日のスケジュール

時間	パパ	ママ	家族構成
6:00	起床 身支度、朝食 出勤	起床、洗濯を始める お弁当作り、朝食準備 身支度	夫、妻 子供（高2娘、中2息子）
7:00		朝食 洗濯物を干す	
8:00		出勤	
9:00			
10:00			
11:00			
12:00	仕事	仕事	商売の工夫など
13:00			・洗濯物の取り込みは 息子の仕事。
14:00			・休日のお風呂洗いは 娘の仕事。
15:00			・可燃ごみ収集日は（月） 基本自分の休日の月のみ 出す。
16:00			・子供の送迎は なるべく夫がやる。
17:00			・食品・日用品の買い物は 月に1週間分まとめて買い。
18:00		夕食準備	・定番の食品は 生協の宅配を利用。
19:00		夕食 SNSチェック、メール返信 学校の書類確認 お風呂掃除、お風呂準備 軽い掃除（モップがけ） お風呂洗い 明日の食事の準備	・月に常備菜を作る。
20:00	塾迎え 夕食	洗濯物たたみ、片付け（各自）	・大人の帰宅が遅くなる 時は子供が自分で 冷凍食品などを食べる。
21:00	仕事	自由時間（ネットショッピングなど）	・掃除は休日に 集中してやる。
22:00	入浴 自由時間	入浴	・スケジュール管理は スマホできっちりやるが、 臨機応変に変更もする。
23:00	就寝	就寝	



仕事と子育てや家事に忙しい日々を過ごしているパパやママ。一日の時間をどのように使っているのか教えてください。これから共働きが始まるパパやママの参考にさせていただきます。ご協力お願いいたします。

G さん

共働きパパママの一日のスケジュール		ママ	家族構成
6:00	5:00 起床 6:30 出勤、朝外へ電車通勤	6:30 起床、小片整理、通勤	父 母 長男(小4) 学生 次男(年中)
7:00		7:40 小片整理 登校 休中、洗濯、通勤	
8:00		着替、食事、洗濯、通勤 園の休屋、化装品、着替、洗濯、着替	
9:00		8:25 出勤、途中にてお買い上げ① 8:50 出勤② 9:00 仕事	
10:00			
11:00			
12:00		↓ 身体が不調で予定が変更	
13:00		仕事	
14:00		↓ 洗濯、通勤、食事、着替	
15:00		仕事 通勤、着替、食事、着替、通勤 着替、通勤、食事、着替	
16:00		↓ 18:50 帰宅、食事、着替	
17:00		お風呂、洗濯 宿題をやらせ、お風呂	
18:00			
19:00			
20:00			
21:00	帰宅	寝かしつけ	
22:00	寝る前の準備、洗濯、お風呂(洗濯機は洗い)	↓ 74-914	

商売の工夫など

近所に住む自分の実父母にかなりお任せしている。

朝ごはんは食べたくない、という。

栄養は給食を食べる。

スチール・Yon Table に乗る。

生きている、という。

多岐にわたる、という。

1に、という、という。

お風呂。

4/1～5/30実施 「両立って大変？困りごと教えて」 アンケート集計結果

	ニックネーム	住んでいる地域	仕事と子育ての両立で困ったことや、 復職するにあたって不安な事（不安だった事）
1	kkkkotthu	明智町	・やることリストの共有 ・夕食の準備に疲弊 ・タイムマネジメント
2	上矢作①	上矢作町	こどものあそぶところ(公園)がない。
3	すず	上矢作町	急な熱が心配です。
4	しもじ	上矢作町	両立するためには近場に遊び場が必要なのに、唯一ある小学校の遊具が使用禁止の為、困っています。
5	りり	上矢作町	睡眠の時間作りに困った。見てくれる人が変わるとリズムがくるうため
6		岩村町	夜中に元気になってしまったとき
7	伊藤	大井町	子どもの急な体調不良
8	ゆいな	大井町	復帰にあたり、保育園選びなどが心配
9	めぐみ	大井町	子どもを預けると、当日でもOKなところがあるとよかった
10	ゆずあん	大井町	退職してから期間があいているので、社会復帰で仕事があるか不安（特に資格もないので）
11	ゆきひかの	大井町	自営のため、一緒に仕事の時もあるが、歩けるようになり、いまのままでは難しいと感じている。収入を考えると保育園も負担が大きい。ファミリーサポートも考えているが、短時間で何回もお願いする形になるので、どんな形が良いか考えている。
12	リホママ	武並町	仕事と育児の両立が不安。朝のバタバタな毎日。
13	一児のママ	大井町	仕事と育児と家事をやりこなせるか不安
14	みのきち	岩村町	子どものコトバが出てこないことが不安。町内に遊具のある公園が無い
15	ひかちゅ	岩村町	子どもが遊べる公園(遊具がある)が欲しい
16	かとちゃん	岩村町	岩村町に子どもが遊べる公園(遊具がある)が欲しい
17	匿名	岩村町	出産直後に上の子が退園になり困っているが大変さが伝わらない。園長にも「そんなことわかって生まなかつたの？」と言われ、鬱になりそうです。
18	ゆめちゃん	岩村町	遊べる公園が欲しい
19	こう	岩村町	体調が悪くなった時に休めるか
20	匿名	岩村町	子どもが風邪の時の買い物困りました。ネットスーパーなどすぐ届くものがあると助かります。風邪の時セット（ゼリーや食料がまとまっているといいな）
21	しの	岩村町	仕事を休みづらい
22	匿名	岩村町	今、保育園キャンセル待ちですが、復帰したときの家事育児仕事の両立が不安

仕事と子育ての両立って大変？

困ったことや不安
教えてください！

昔ですね。子育て中のパパママの中には、4月から復職する人、もうすぐ
育休から復帰する人、そろそろ仕事をしようと考えている人もいますのでは
ないでしょうか？
新しい生活への不安や、働き始めて困ったことなどを教えてください。
共働きが始まったパパからの声もお待ちしております。
モヤモヤを吐き出すだけでも、気持ちが軽くなるかも。お気軽にどうぞ。

子育て中のパパママからの
声をお待ちしています

投稿はこちらから
↓↓↓


投稿締め切り 令和3年4月30日（金）

こんなとき
みんなどうしてる？

毎日の夕飯作りが
つらい...

いただいたコメントを
匿名で公開します。
もししたら
同じ気持ちの人がいるかも？

子どもとの時間
仕事の時間
どちらもとって
きずく...?

誰かに聞いてほしいけど
話す場所がない

働く前に
何を準備したらいい？

恵那中央出張所 えなえーる ena-chuo-office.com 